

**保健衛生学研究科
博士課程履修要項**

2026 年度

東京科学大学大学院

目 次

(※)・・・看護先進科学専攻修士課程と同じ内容となりますので、別冊の保健衛生学研究科修士課程履修要項でご確認願います。

●保健衛生学研究科の人材育成目標	1
●年間行事予定	※
●看護先進科学専攻のカリキュラム構造	5
●看護先進科学専攻 修了の要件並びに履修方法	6
●クオリファイイングエグザミネーション(QE)	15
●GPA(Grade Point Average)	※
●科目ナンバリング	※
●看護先進科学専攻 授業時間割	※
●看護先進科学専攻 授業概要	19

各科目の履修要項(シラバス)は本冊子には掲載しておりません。シラバス検索システム(URL:<https://yushima2.tmd.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>)でご確認願います。

<専門科目>

- 公衆衛生看護学特論Ⅰ
- 公衆衛生看護学演習Ⅰ
- 公衆衛生看護学特論Ⅱ
- 在宅・緩和ケア看護学特論Ⅰ
- 在宅・緩和ケア看護学演習Ⅰ
- 在宅・緩和ケア看護学特論Ⅱ
- リプロダクティブヘルス看護学特論Ⅰ
- リプロダクティブヘルス看護学演習Ⅰ
- リプロダクティブヘルス看護学特論Ⅱ
- 精神保健看護学特論Ⅰ
- 精神保健看護学演習Ⅰ
- 精神保健看護学特論Ⅱ
- ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅰ
- ヘルスサービスリサーチ看護学演習Ⅰ
- ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅱ
- 小児・家族発達看護学特論Ⅰ
- 小児・家族発達看護学演習Ⅰ
- 小児・家族発達看護学特論Ⅱ
- 成人看護学特論Ⅰ(今年度休講)
- 成人看護学演習Ⅰ(今年度休講)
- 成人看護学特論Ⅱ
- 看護管理・高齢社会看護学特論Ⅰ(今年度休講)
- 看護管理・高齢社会看護学演習Ⅰ
- 看護管理・高齢社会看護学特論Ⅱ
- 国際看護開発学特論Ⅰ
- 国際看護開発学演習Ⅰ
- 国際看護開発学特論Ⅱ

- 災害看護学特論Ⅰ
- 災害看護学演習Ⅰ
- 災害看護学インターンシップ(今年度休講)
- クリティカルケア看護学特論Ⅰ
- クリティカルケア看護学演習ⅠA(今年度休講)
- クリティカルケア看護学演習ⅠB
- 急性・重症患者フィジカルアセスメント(今年度休講)
- 急性・重症患者治療管理論(今年度休講)
- クリティカルケア看護高度実践実習A(今年度休講)
- クリティカルケア看護高度実践実習B(今年度休講)
- クリティカルケア看護高度実践実習C(今年度休講予定)
- 災害看護学特論Ⅱ
- クリティカルケア看護学特論Ⅱ
- 高度実践看護師(APN)教育課程「クリティカルケア看護」照合表

< 共通科目(看護系) >

- 看護管理学特論
- 看護政策学特論
- 家族看護学特論
- 看護情報統計学特論(今年度休講)
- 看護教育学特論
- 国際看護研究方法論
- 看護倫理
- コンサルテーション論
- フィジカルアセスメント(今年度休講)
- 臨床薬理学(今年度休講)
- 病態生理学(今年度休講)

< 共通科目(看護系以外) >

- ◎データサイエンス人材育成プログラム科目
 - マネジメント特論
 - 知的財産特論
 - データサイエンス特論Ⅰ
 - データサイエンス特論Ⅱ
 - データサイエンス特論Ⅲ
 - データサイエンス特論Ⅳ
- ◎グローバル健康医学科目
 - 疫学Ⅰ
 - 疫学Ⅱ
 - 医療システム
 - グローバルヘルス
 - 母子保健学
 - 行動科学
 - 地球環境と健康
- ◎臨床疫学科目
 - 疫学基礎
 - 生物統計基礎
 - 生物統計学応用Ⅰ
 - 生物統計学応用Ⅱ
 - 臨床試験方法論基礎
 - 臨床試験方法論応用
 - 口腔疫学基礎
 - 疫学応用
- ◎その他
 - 生命理工学概論(英語)

< 必修科目 >

- 看護学研究法特論
- 看護理論

< 大学院共通履修科目 >

○ジョブ型研究インターンシップ

●看護先進科学専攻 指導教員研究内容	※
●教育研究分野組織表	※
●諸規則	
○東京科学大学大学院学則	※
○東京科学大学大学院学修規程	※
○東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則	※
○東京科学大学大学院保健衛生学研究科博士課程学修内規	30
○東京科学大学学位規程	※
○東京科学大学大学院学位論文等審査基準	※
○東京科学大学大学院保健衛生学研究科委員会博士(看護学)に係る学位論文審査及び試験内規	36
○東京科学大学大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻の博士(看護学)に係る学位論文審査及び試験内規	53
○東京科学大学におけるGPA制度に関する要項	※
○東京科学大学学生の懲戒等に関する規程	※
●学生周知事項	※
●長期履修制度について	63
○東京科学大学大学院長期履修規程	※
●諸手続きについて	※
○東京科学大学における休学に関する規程	※
○東京科学大学大学院学生の留学に関する規程	※
○東京科学大学における公欠の制度に関する要項	※
●校内主要施設・校内案内図	※

保健衛生学研究科の人材育成目標

看護先進科学専攻

学士課程で修得した知識・技術を基盤に、科学的思考と研究・教育・実践能力を養い、保健・医療分野における広い視野と高い倫理観を持つ、国際的・学際的に活躍しうる高度実践者や研究者、教育者を養成する。

共同災害看護学専攻

看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産・官・学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とし、求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、国際的・学際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育研究者を養成する。

アドミッション・ポリシー

《求める学生像》

本学の掲げる幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成するという教育理念の下、本学大院保健衛生学研究科看護先進科学専攻、および共同災害看護学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。このような教育を受ける者として、次に掲げる意欲・目的意識と知識・技能等を備えた学生を求める。

看護先進科学専攻

[博士課程]

- 1) 看護学における専門的な知識や技術を発揮し、教育者や研究者、または高度実践者として成長し、将来、社会に貢献し、看護学の発展につなげる意欲がある。
- 2) 看護学における研究の進歩と実践の向上に貢献できるような創造性と自立性を有している。
- 3) 看護学に関する専門的技術と知識を体系的、集中的に学習する高い意欲がある。
- 4) 国際的・学術的に交流をはかるために必要な語学力を有している。
- 5) 看護学および高度看護実践に関心をもち、能動的な学修能力と優れた研究遂行能力を有している。
- 6) 協調性が高く、研究成果や自身の考えを論理的かつ的確に伝える能力を有している。

共同災害看護学専攻

[博士課程]

- 1) 災害看護グローバルリーダーとしての明確なビジョンを持ち、国際的・学際的な視野から災害看護の卓越した実践、教育研究に貢献する高い意欲を有している。
- 2) 災害看護学の専門的な知識と技術を体系的に学修し、高度専門職者としての高い倫理観をもって、人々の安全・安心のための問題解決や革新に取り組むことに高い意欲を有している。
- 3) 災害と、それに影響される生活やヘルスケアに関連する問題に高い関心を有し、敏感に反応する能力を有している。

- 4) 学修や研究活動において、異文化理解と交流に必要な語学力と優れたコミュニケーション能力を有している。
- 5) 災害看護に関する高い専門性をもとに、俯瞰的・独創的事業や卓越した政策立案を実現する高い意欲を有している。

《入学者選抜の基本方針》

筆記試験により専門分野における研究に必要な基礎的知識と論述能力を、提出された英語試験のスコアにより英語能力を評価し、面接試験及び出願書類により適性や意欲、コミュニケーション能力を見ることで、総合的に判定する。

カリキュラム・ポリシー

看護先進科学専攻、共同災害看護学専攻の2専攻があり、それぞれのカリキュラムを開設している。専攻ごとに看護学の課題に対応する臨床指向型研究を積極的に推し進めることによって、将来的には国際的・学際的な指導力、教育力を発揮できる人材の育成を基本理念としている。

看護先進科学専攻

[博士課程]

本学大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、教育課程を編成するにあたっては、教育内容、教育方法、学習成果の評価方法等を以下のように設定する。

- 1) 専門的な看護実践や研究、教育的役割に必要な方法論について、共通科目を履修する。
- 2) 所属分野の専門性や高度な実践、研究を主な内容とする科目を1年次に履修する。
- 3) 幅広い視野からの学修を促進するために、所属分野以外の分野が開設する科目を履修する。
- 4) 所属分野の高度な実践や研究について関連する知識や技術を高め、研究論文への取り組みを支援するために演習・実習科目を履修し、複数の教員、指導者による指導を行う。
- 5) 研究論文指導においては、関連領域への幅広い知的・倫理的な理解を高めるため、他分野の教員を含む集団的な指導体制により客観的で学際的な研究指導および論文作成指導を行う。分野間の共同研究あるいは研究指導委託による国内外の他の機関での研究もリサーチワークの対象となる。
- 6) 国際性の向上のため、専門分野の国際動向、外国語を含めたプレゼンテーション能力の育成を科目内容とする。
- 7) 長期履修学生制度、早期修了制度などを用意し、多様な学生の要請に対応する。
- 8) 成績評価は、レポートの提出、講義への参加状況などに基づき、各講義において学修達成度を適切に反映する基準を定めた上で行う。
- 9) 博士論文作成に入る前に、博士論文作成に必要な基礎知識・研究計画能力・倫理観・語学力を含むコミュニケーション能力・論述力などを確認するため、クオリファイイングエグザミネーションを受ける。
- 10) 学位論文については、ディプロマ・ポリシーに基づき厳格な評価を行い、博士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

共同災害看護学専攻

[博士課程]

本学大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、教育課程を編成するにあたっては、教育内容、教育方法、学習成果の評価方法を以下のように設定する。

- 1) 災害看護学の基盤となる「災害看護学の基盤を支える科目群」、災害看護学に関する専門的な知識・技術・技能を修得するための「災害看護学の専門科目群」、学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学びを深める「インディペンデント学修科目群」および「災害看護学研究支援科目群」の4つの科目群によって構成する。
- 2) 学際的および国際的視野を養い、災害看護の研究者かつ高度な実践者としての能力の修得ができるように、講義に加え、演習、実習など、多様な教育方法を組み合わせて授業科目を開設する。
- 3) 災害看護学に関する高度な実践や研究について関連する知識や技術を高め、政策提言に繋がる博士研究論文の作成を遂行する。
- 4) 研究論文指導においては、関連領域の幅広い知識や倫理的な理解を深めるため、5 大学共同教育課程の専任教員に専門家を加えた複数指導体制により学際的な研究指導および論文作成指導を行う。
- 5) 国際性の向上のため、専門分野の国際動向に注目した科目内容とし、授業は、外国語によるプレゼンテーション、ディスカッションを積極的に取り入れて展開する。
- 6) 成績評価は、目標達成度を判定するための評価基準を明瞭に定め、公正な評価を行う。
- 7) 2年次末に Preliminary Examination、3年次末に Qualifying Examination による進級判定を実施し、その時点までに修得が必要な知識や研究遂行能力の評価とフィードバックを行い、試験に合格した者にのみ進級を許可する。
- 8) 学位論文については、ディプロマ・ポリシーに基づき厳格な評価を行い、博士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

ディプロマ・ポリシー

看護先進科学専攻

[博士課程]

本専攻では、次のような能力・資質を身につけていると認められた者で、かつ所定の単位を収め、本専攻が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士(看護学)の学位を授与する。

- 1) 自ら設定した課題をもとに卓越した研究成果をあげており、看護学の発展に貢献できる研究能力を有している。
- 2) 高い専門性と倫理観を持ち、看護学を担う次世代の教育・人材育成や高度な専門的実践に貢献できる能力を有している。
- 3) 看護学に関する多様な知識や技術をもち、研究や高度な実践を通じて、看護学や看護実践の発展に貢献できる能力を有している。
- 4) 自身の研究成果を広く社会に説明・発信できる能力を有している。
- 5) 国際的な視野を持ち、国際的・学際的に活躍できる能力を有している。

共同災害看護学専攻

[博士課程]

本専攻では、次のような能力・資質を身につけていると認められた者で、かつ所定の単位を収め、本専攻が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士(看護学)の学位を授与する。学位には、(DNGL:Disaster Nursing Global Leader)を付記する。

- 1) 卓越した研究並びに学修成果をあげており、学際的及び国際な視点から災害看護学の構築に寄与できる俯瞰的、独創的な研究能力を有している。
- 2) 人間の安全保障を理念として、災害サイクルの全局面において、災害看護に関する高い実践力と倫理観を有し、災害看護を実践できる能力を有している。
- 3) 自身の研究成果をグローバルな視点から広く社会に発信し、産官学との連携を築くとともに、政策提言に取り組む能力を有している。

看護先進科学専攻 修了の要件並びに履修方法

博士課程

(1)科目履修方法

- 1)修了要件は、本専攻に5年以上在学し、授業科目を38単位以上修得し、研究指導を受け、かつ本専攻の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認められた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。
なお、原則として2年次後期にクオリファイングエグザミネーションを受審すること。
- 2)修得すべき38単位の履修方法は、①所属教育研究分野の特論Ⅰより2単位(1～2年次に履修)、②所属教育研究分野の演習Ⅰ又はⅠA又はⅠBより2単位(1～2年次に履修)、③所属教育研究分野の特論Ⅱ4単位(2～4年次に履修)、④看護学研究法特論2単位(1～2年次に履修)、看護理論1単位(1～2年次に履修)、⑤特別研究Ⅰ4単位(1～2年次に履修)、特別研究Ⅱ4単位(1～2年次に履修)及び特別研究Ⅲ4単位(3～5年次に履修)、及び選択科目として①～⑤を除く授業科目より15単位以上とする。(ただし、共通科目(看護系)は7単位以上修得することとする。)なお、2年次前期終了時まで、特別研究Ⅱを除き、26単位以上を履修すること。所属教育研究分野の特論Ⅱ(2～4年次に履修)及び特別研究Ⅲ(3～5年次に履修)はクオリファイングエグザミネーションに合格後、又はクオリファイングエグザミネーションの免除申請許可後に履修すること。
- 3)Nurse-Investigator育成Pathway(BSN-Ph.D)コース※1の修了要件は以下のとおりとする。
修得すべき38単位の履修方法は、①所属教育研究分野の特論Ⅰより2単位(1～2年次に履修)、②所属教育研究分野の演習Ⅰ又はⅠA又はⅠBより2単位(1～2年次に履修)、③所属教育研究分野の特論Ⅱ4単位(2～4年次に履修)、④インディペンデントスタディA2単位(1～5年次に履修)、⑤インディペンデントスタディB2単位(1～5年次に履修)、⑥特別研究Ⅰ4単位(1～2年次に履修)、特別研究Ⅱ4単位(1～2年次に履修)及び特別研究Ⅲ4単位(3～5年次に履修)、及び⑦看護学研究法特論2単位(1～2年次に履修)、看護理論1単位(1～2年次に履修)、選択科目として①～⑦を除く授業科目11単位とする。なお、2年次前期終了時まで、特別研究Ⅱを除き、26単位以上を履修すること。所属教育研究分野の特論Ⅱ及び特別研究Ⅲはクオリファイングエグザミネーションに合格後、又はクオリファイングエグザミネーションの免除申請許可後に履修すること。
なお、「看護先進科学専攻博士課程授業概要」に記載されている※の科目の中から、学部2～4年次に科目等履修生として毎年最低2単位履修すること。ただし、計10単位を上限とする。学部で履修した科目は、大学院入学後に単位認定し、修了要件の単位数に含む。
※1 Nurse-Investigator育成Pathway(BSN-Ph.D)コースの詳細については、「(6) Nurse-Investigator育成Pathwayコース(BSN-PhDコース)について」を参照すること。
(BSN…Bachelor of Science in Nursing)
- 4)看護先進科学専攻必修科目(①看護学研究法特論、②看護理論)及び共通科目(③看護管理学特論、④看護政策学特論、⑤看護教育学特論、⑥看護情報統計学特論、⑦家族看護学特論、⑧国際看護研究方法論、⑨看護倫理、⑩コンサルテーション論、⑪フィジカルアセスメント、⑫臨床薬理学、⑬病態生理学、⑭インディペンデントスタディA、⑮インディペンデントスタディB)のうち、①～⑤及び⑨～⑬は専門看護師の必修科目である。なお、⑩⑫⑬の3科目は、専門看護師受験資格を希望する者以外は履修することができない。
- 5)専門看護師受験資格を希望する者は該当する教育研究分野の専攻教育課程照合表を参照のこと。
- 6)履修科目の追加をする場合は、各年度前期及び後期の所定の期間内に履修登録を受け付ける。
- 7)履修科目の変更は原則として認めない。

8)指導教員と相談の上、履修の手続きを行うこと。

9)成績の評価は、100～60点を合格とし、59～0点は不合格とする。ただし、2023年度以前の入学者はA+、A、B、Cを合格とし、D、Fは不合格とする。

(2)高度実践看護師(専門看護師)教育と受験資格に必要な科目の履修

① 高度実践看護師に求められる役割と能力

当研究科は、一般社団法人日本看護系大学協議会より、クリティカルケア看護の高度実践看護師教育課程としての認定を受けている。高度実践看護師に求められる役割は、専門看護分野において卓越した看護実践能力を有し、看護職者を含むケア提供者に対しケアを向上させるための教育的役割を果たし、かつ、コンサルテーションを行い、また、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う。さらに、専門知識・技術の向上、開発を図るために実践の場における研究活動を行い、倫理的問題への調整的行動がとれることとされている。このような役割を果たすためには、高水準の専門性の高い看護ケア能力を有し、卓越した看護実践能力と教育・研究能力を有する高度な保健医療スタッフとして機能することが必要である。

② 受験資格を得るために履修が必要な科目

専門看護師受験希望者は、公益社団法人日本看護協会が定める専門看護師の受験資格を得る必要があるが、そのために必要な要件は、次項に示すとおりAPN 共通科目 A より 8 単位以上(①看護教育学特論 2 単位、②看護管理学特論 1 単位、③看護理論 1 単位、④看護学研究法特論 2 単位、⑤コンサルテーション論 1 単位、⑥看護倫理 1 単位、⑦看護政策学特論 1 単位から選択)、APN 共通科目 B より 6 単位(①フィジカルアセスメント 2 単位、②病態生理学 2 単位、③臨床薬理学 2 単位のすべて)、実習 10 単位、各専門看護師受験資格取得に必要な専攻分野共通科目・専攻分野専門科目 14 単位以上を履修する必要がある(本履修要項実習科目の後頁に照合表が掲載されているので確認すること)。

③ 履修上の注意

APN共通科目B(①フィジカルアセスメント、②病態生理学、③臨床薬理学)は、一部e-learning授業である(該当回はシラバスに記載)。e-learning授業は、東京科学大学病院における看護師特定行為研修で使用するe-learning教材(看護師の特定行為研修:ヴェクソンインターナショナル株式会社S-QUE研究会制作)を使用し、集合演習前の定められた履修期間に受講を完了する必要がある。集合演習は、看護師特定行為研修の学生と一部を合同で行うが、それぞれの課程に科目責任者と授業目的、到達目標が設定されており、学生は自課程のそれらに沿って主体的に学修する。

看護先進科学専攻は5年一貫制博士課程であるが、1年6か月以上在学し、原則として大学院学則第20条第7項に規定する所定の単位中26単位以上を修得した場合、修士学位論文提出の資格を得られ、学位審査に合格、特別研究II(4単位)を修得することで、修士(看護学)の学位が与えられる。一般社団法人日本看護系大学協議会が認定した高度実践看護師教育課程の履修者は、上記の専門看護師受験資格取得に必要な単位を修得できれば、2年間で専門看護師受験資格を得ることができる。(Advanced Practical Nurse)

高度実践看護師(APN)教育課程 共通科目Aの照合表

(2021年1月25日 日本看護系大学協議会より認定)

基準の科目名	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	認定 単位
看護教育論	看護教育学特論	生涯教育、及び専門職の継続教育、看護師が持つ教育的機能の基本を理解し、さらに将来専門看護師として、あるいは看護教育・研究者としての役割を果たすために不可欠な教育の原理と技能を学ぶ。また、臨床実践におけるケアの質向上につながる教育の効果、その効果を発揮するために求められる教育環境整備、組織的教育活動について学ぶ。	2	2
看護管理論	看護管理学特論	看護管理者の役割・組織横断的活動、経営的観点に基づく保健医療福祉に携わる多職種との連携・調整等の知識を教授し、将来、高度実践看護師としてこうした人々と協働していけるよう知識と日常の実践とを統合する。	1	1
看護理論	看護理論	卓越した看護実践の基盤となる看護における諸理論や看護に関する諸理論と看護現象ならびに哲学的立場との関係について理解を深めるために必要な知識を教授する。	1	1
看護研究	看護学研究法特論	専門知識・技術の向上や開発を図るための実践の場における研究活動に必要な分野を越えて共通する知識を教授する。	2	2
コンサルテーション論	コンサルテーション論	看護師の問題解決に必要なコンサルテーションの概念および実践モデルを理解し、高度看護実践におけるコンサルテーション活動を展開するための基礎能力を養う。	1	1
看護倫理	看護倫理	倫理学、生命倫理、看護倫理の違いから、看護倫理の特徴をとらえ、看護独自の知の探究の在り方を探求するとともに、看護現場において倫理的な問題・葛藤について関係者間での調整を行うために必要な高度実践看護師としての知識を教授する。	1	1
看護政策論	看護政策学特論	看護・医療の質向上のために看護を取り巻く制度や政策への働きかけができる能力を養成する。看護をめぐる今日の社会的背景等を踏まえ、看護制度・政策の理念、機能、意義を理解するとともに、近未来の看護政策の展開に必要な知識ならびに技法について教授する。	1	1
			認定単位数 9 単 位	

*上記より8単位以上を選択して履修する。

高度実践看護師(APN)教育課程 共通科目Bの照合表

(2021年1月25日 日本看護系大学協議会より認定)

基準の科目名	大学院該当科目	その科目の内容	履修 単位	認定 単位
フィジカル アセスメント	フィジカル アセスメント	複雑な健康問題をもつ対象の身体の状態を系統的に診査し、臨床看護判断を行うための必要知識と技術を修得することにより、高度実践看護師に求められる総合的なアセスメント能力を養う。	2	2
病態生理学	病態生理学	身体の生理的機能、病態を理解し、症例をもとに異常をきたす原因、主な症状、経過、治療および処置について学び、専門看護師に求められる患者の病態生理学的状態を解釈し、適切な判断を行い、それに対する看護実践を行うために必要な知識を学ぶ。	2	2
臨床薬理学	臨床薬理学	多様な臨床場面で用いられる薬剤(緊急応急処置、症状調整、慢性疾患管理に必要な薬剤)を中心に、臨床薬理学の基礎知識を習得し、薬物療法を総合的に学ぶ。薬物療法が必要な患者に対する薬剤使用の判断、投与後の患者のモニタリング、生活調整、回復力の促進、患者の服薬管理能力の向上を図るための知識と看護技術を学ぶ。	2	2
			認定単位 6	単位 6

*上記6単位を全て履修する。

(3)災害看護グローバルリーダー養成コース修了認定に必要な科目の履修

① 災害看護グローバルリーダーに期待される役割と能力

災害看護グローバルリーダーに期待される役割は、看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産・官・学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与できることであり、災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、国際的・学際的指導力を発揮する能力を発揮することが期待される。

② 災害看護グローバルリーダー養成コース修了認定証、または履修証明書を受けるために履修が必要な科目

災害看護グローバルリーダー養成コースは、5大学(東京科学大学、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、日本赤十字看護大学)で構成する災害看護コンソーシアムから提供される科目(表参照)と、本研究科から独自に提供される科目から、所定の科目および単位を履修した場合に、学位記に「災害看護グローバルリーダー養成コースを修了したことを証する」と付記される。また、これに満たずとも、コンソーシアム科目を10単位以上受講した場合には、申請により、「災害看護コンソーシアム科目履修証明書」が発行される。

災害看護グローバルリーダー養成コース修了の要件は、①本学以外の4大学から提供されるコンソーシア

ム科目を 8 単位以上、②災害看護学特論 I 2 単位、③災害看護学演習 I 2 単位、④災害看護学特論 II 4 単位、⑤看護先進科学専攻の共通科目もしくは②③④以外の分野開講科目を 8 単位以上、⑥災害看護学インターンシップ 2 単位、⑦特別研究 12 単位(計 38 単位以上)を履修し、災害看護関連の博士論文を提出し、学位論文審査と最終試験に合格することである。

③ 履修上の注意

本学以外の 4 大学から提供されるコンソーシアム科目の履修を希望する者は、年度初めに当該科目を提供する大学の特別聴講学生の入学を申請する(別途授業料は不要)。履修に際しては、履修方法及び試験実施方法、成績の評価、および単位の授与については、受け入れ大学の規則の定めるところによる。シラバスは、当該科目を提供する大学のホームページより閲覧する。

看護先進科学専攻は 5 年一貫制博士課程であるが、1 年 6 か月以上在学し、原則として大学院学則第 20 条第 7 項に規定する所定の単位中 26 単位以上を修得した場合、修士学位論文提出の資格を得られ、学位審査に合格、特別研究 II(4 単位)を修得することで、修士(看護学)の学位が与えられる。この時点において、コンソーシアム科目を 10 単位以上履修済みであれば、申請により「災害看護コンソーシアム科目履修証明書」が発行される。

5 大学災害看護コンソーシアム 科目一覧

(5 大学単位互換制度による)

提供大学	科目名	単位	種別	時間割		
				前期	後期	その他
高知県立大学	災害看護活動論(準備期)	1	講義			土日(開講時期未定)
	感染症看護セミナー	1	講義		開講時期未定	
	環境防災学	1	講義		木 4 限	
東京科学大学	看護政策学特論	1	講義		火・1-2 限	
	災害看護学特論 I	2	講義	火・3-4 限		
千葉大学	災害マネジメント論	1	講義		金・午前	
	災害看護活動論(復旧・復興期)	1	講義		金・午前	
	災害時専門職連携演習	1	演習			集中 3 月(隔年開講)
日本赤十字看護大学	HSH特講IV-2(赤十字と国際人道法)	2	講義	水・4 限		
	災害看護学特講Ⅲ	2	講義		水 2-3 限	
兵庫県立大学	災害グローバル看護実践論	2	講義	木・5 限		
	災害看護フィールドワーク I	1	実習			集中(夏季)
	災害看護フィールドワーク II	1	実習			集中(冬季)

2026.2.25 現在

(4)講義時間

講義は原則として次の時間帯に行う。

時限	時間
1 時 限	8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0
2 時 限	1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5
3 時 限	1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
4 時 限	1 5 : 2 5 ~ 1 6 : 5 5
5 時 限	1 7 : 1 5 ~ 1 8 : 4 5
6 時 限	1 8 : 5 5 ~ 2 0 : 2 5

特別研究は、特論、演習、実習のない時限及び2年次に行う。

補講のため、授業期間外あるいは土曜日に授業を行うことがある。

※グローバル健康医学科目については、講義時間を以下に読み替えること。但し、一部の科目を除く。詳細はシラバスの科目ページ参照。

For the Master of Public Health in Global Health (MPH)course, the lecture hours should be read as follows. However, this excludes certain courses. For details, refer to each syllabus.

2時限 10:45-12:15→10:30-12:00

3時限 13:30-15:00→13:00-14:30

4時限 15:25-16:55→14:40-16:10

(5)講義室、演習室

担当教員が指定する場所 …保健衛生学研究科大学院講義室2(3号館15階)

(6)Nurse-Investigator育成Pathwayコース(BSN-PhDコース)について

将来研究・教育職を希求する、意欲と能力のある学部学生が、学部在籍時から目的を持ってその途を歩めるようにするため、学部2学年次から4年次まで、大学院科目を計画的に履修する。大学院科目を履修可能な学生は一定の成績基準を満たした者とし、履修単位は1年間で2～4単位程度(3年間の合計10単位まで)とする。大学院入学選抜試験を受け、合格した者が本コース適応者として、学部卒業後に大学院に進学する。大学院入学後に学部時代に履修した科目等履修単位について、10単位を超えない範囲で単位認定する。大学院進学が決定した時点で、大学院入学後の学生個別の5年間のPathway計画を立案するが、それには少なくとも1年以上の実地経験(最低1年間の臨床経験、研究プロジェクトへの参画、短期留学、ポスドクなど)を組み込む。

社会経験を備えた20代の博士号を取得した若手研究者の育成を目標に、個々の資質や希望、能力等を鑑み、学生ごとの個別キャリア形成プラン(Pathway)を作成し、学部3・4年次、大学院入学時等、経時的な複数指導教員による手厚い個別指導を行っていく。

①応募資格と対象人数

学内選抜にあたっては、大学院科目を履修している学部生のうち、学部卒業後に大学院への進学を希望する意欲と自律性のある学生で、複数教員の推薦のある者とする。学内選抜規定は別途定めるが、本コースの入学者は博士課程定員(13名)の原則1～2割、すなわち毎年1～2名程度とする。

②カリキュラム構成の概要

本コースでは学部2～4年次に、授業科目概要で※印が付されている大学院科目を毎年最大2～4単位程度(3年間の合計10単位まで)履修していることを前提とする。また本コース適応者は学部の卒業論文Ⅰ・Ⅱ(学部必修科目)においては、学位論文(博士)を視野に入れた研究計画立案を目指す。学部生で履修した大学院科目は、大学院入学後に単位認定する。大学院入学後は5年間の履修期間内に原則1年間の実地経験を組み込むものとする。さらに在学期間短縮制度も適用可能とする。海外における学士→博士課程直結型教育プログラム(BSN-Ph.Dコース)においては、優れた学生に対して教授の研究の一員として積極的に登用する研究メンター制度をリーダー教育の一つとして取り入れている。学生には学士課程在学中から学会発表や論文投稿の機会を与え、研究能力育成に努めている。このような環境の中から生まれる研究は、指導教員の豊かな研究成果を基盤としているため、学生自らの着想と努力を主とした研究成果と比して、質の高い学位論文が期待できる。

③本コースでの履修例

例1:学部2～4年次大学院科目履修・(学位論文計画着手)→学部卒業→大学院入学→大学院に在籍しながら1年間病院勤務→博士課程修了(在学期間短縮)→1年間ポスドク

例2:学部2～4年次大学院科目履修・(学位論文計画着手)→学部卒業→大学院入学(途中研究所での研究プロジェクトに1年間参加)→博士号取得

(7)履修モデル

履修例1:ヘルスサービスリサーチ看護学分野学生の場合

所属分野	ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅰ(1～2年次)	必修2単位
	ヘルスサービスリサーチ看護学演習Ⅰ(1～2年次)	必修2単位
	ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅱ(2～4年次)	必修4単位
所属分野必修科目以外の選択科目		15単位以上
必修科目	看護学研究法特論(1～2年次)	必修2単位
	看護理論(1～2年次)	必修1単位
特別研究	特別研究Ⅰ(1～2年次)	必修4単位
	特別研究Ⅱ(1～2年次)	必修4単位
	特別研究Ⅲ(3～5年次)	必修4単位
	計	38単位

※2年次前期終了時まで、特別研究Ⅱ(4単位)を除き、26単位以上を履修すること。

※所属教育研究分野の特論Ⅱ及び特別研究Ⅲは、クオリファイングエグザミネーションに合格後、又はクオリファイングエグザミネーションの免除申請許可後に履修すること。

履修例2:Nurse-Investigator育成Pathwayコースに所属するヘルスサービスリサーチ看護学分野学生の場合

所属分野	ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅰ(1～2年次)	必修2単位	} 学部在学時の大学院 科目等履修を含む
	ヘルスサービスリサーチ看護学演習Ⅰ(1～2年次)	必修2単位	
	ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅱ(2～4年次)	必修4単位	
所属分野必修科目以外の選択科目		11単位以上	
必修科目	看護学研究法特論	必修2単位	
	看護理論	必修1単位	
共通科目	インディペンデントスタディA	必修2単位	
	インディペンデントスタディB	必修2単位	
特別研究	特別研究Ⅰ(1～2年次)	必修4単位	
	特別研究Ⅱ(1～2年次)	必修4単位	
	特別研究Ⅲ(3～5年次)	必修4単位	
	計	38単位以上	

(8)人間医療科学技術コースについて

本コースでは、地球上の全ての人々の豊かな暮らしを実現するために、人の健康や医療に関する最先端の融合的な研究開発を推進します。人に関する科学、すなわち、理工学、医歯学、看護学、医療技術学、健康科学などの専門分野を機能的に融合し、世界中の人々が持続的に発展できる安心・安全な生活基盤の構築を志向した、未来に向けた新たな学問分野の創出とその分野を担うグローバル人材育成環境を創成します。

そのために、人や社会を深く理解するための基礎学力、科学技術系の高度かつ横断的な専門力を持ち、広い視野と深い思考能力、総合的な意思決定能力、確固たる倫理観と技術観、およびグローバルな視野や国際性を備え、独創的かつ挑戦的な最先端の研究・開発を推進でき、そして自らの専門分野の枠を超えて新たな分野を開拓できる創造力と指導力とを有し、世界で活躍できる人材を育成します。

① 履修が必要な科目

人間医療科学技術博士論文研究計画論第一(2単位)、人間医療科学技術博士論文研究計画論第二(2単位)の必修科目4単位を履修する必要がある。人間医療科学技術コースシラバス(別冊)の履修方法を参照の上、履修すること。なお、本コースで修得した単位は大学院の修了要件の単位数に含まれる。

② コース修了証書の授与

上記のコース修了要件を満たし、かつ、大学院を修了した学生に対し、申請により、「人間医療科学技術コース修了証書」が発行される。

(9)複数指導体制と指導方法

学生は、主指導教員(所属分野の分野長)による指導に加えて、副指導教員1名以上(所属分野以外の助教以上の博士号取得教員)から、年1回以上の研究指導を受け、研究計画ならびに論文作成を進める。入学後は速やかに、「副指導教員候補者届出書」により副指導教員の候補者を届出し、研究科委員会を経て決定となる。

・研究指導(1～2 年次):年1 回以上、主・副指導教員より研究指導を受ける。

・博士論文計画指導(原則、2 年次):クオリファイイングエグザミネーション(QE)終了後、学内公開による博士論文計画指導を受ける。QE受審免除となった者も、ここで博士論文計画指導を受ける。

・博士論文作成指導(3～5 年次):年1 回以上、主・副指導教員より博士論文作成指導を受ける。

・研究指導、博士論文作成指導は、基本的に毎年指定された期日までに指導を受けることとする。但し、休学を除き、やむをえない理由により、指定された期日に実施できない場合は、指導教員から「複数指導実施延期願」を提出し、研究科委員会を経て決定する。延長事由が解消したところできまやかに実施する。また、5 年次の博士論文作成指導の実施は、論文未投稿の学生に限る。

大学院保健衛生学研究科 看護先進科学専攻 クオリファイングエグザミネーションについて

クオリファイングエグザミネーションは、博士論文作成に必要な基礎知識、研究計画能力、倫理観、語学力を含むコミュニケーション能力などを、コースワークを通じて身につけているかを包括的に審査し、加えて論述力を問うものである。

【クオリファイングエグザミネーション申請等について】

以下、1～8までにクオリファイングエグザミネーションに関して概要を記載するが、審査日程、提出書類については、変更する場合もあるため、必ず、申請年度に配付される『手引き』を確認すること。

1. 申請対象者

本専攻に在学する学生で、大学院学則第3条第2項第2号に規定する博士課程に1年6月以上在学し、原則として、大学院学則第45条第4項に規定する所定の単位中26単位以上を修得した者。

注：修士の学位授与の要件については、7. 学位授与について を参照

2018年度以降に第2学年の方・・・クオリファイングエグザミネーション(必須)※

(※)免除申請(提出書類については、3. 免除申請を行う場合の提出書類 を参照)を行い、博士論文作成に必要な基礎知識、研究計画能力、倫理観、論術力などを十分に身に付けていると判断された場合には、クオリファイングエグザミネーション受審を免除されることがある。

なお、免除申請が認められた場合、修士の学位は授与しない。

2. 提出書類

—クオリファイングエグザミネーション申請時—

- ①課題研究報告書 題目届 ……………1部
- ②審査員候補者表……………1部
- ③審査申請書……………1部
- ④履歴書……………1部+ Word ファイル
- ⑤課題研究報告書 目録 ……………1部
- ⑥課題研究要旨……………1部+PDF ファイル
- ⑦課題研究報告書……………1 セット+PDF ファイル
- ⑧参考論文(提出の場合)……………1部
- ⑨学位記記載事項の確認について……………1部+Word ファイル

⑩確認書……………1部

※他機関の倫理審査委員会等の承認を受けている場合は、審査結果通知書を併せて提出すること。

⑪課題研究題目及び審査委員候補者について……………Excel ファイル

—公開審査後—

⑫課題研究要旨※形式は⑥と同じ…………… 教務課へ1部+PDF ファイル

主査・副査へ各1部(各自で渡す)

⑬課題研究報告書(表紙、目録付き)……………教務課へ1セット+PDF ファイル

主査・副査へ各1セット(各自で渡す)

※⑫、⑬は、申請時と変更が無い場合は提出不要。

3. 免除申請を行う場合の提出書類(第1学年より申請可)

①クオリファイングエグザミネーション受審免除申請書……………1部

②業績一覧(論文・学会発表等)…………… 1部

③修士学位記の写し(修了証明書、学位授与証明書でも可)…………… 1部

④修士論文の写し(原則 accept 以上の筆頭著者である原著論文)…………… 1部+PDF ファイル

⑤学術雑誌に掲載された論文(筆頭著者の原著論文、研究報告、研究ノート等)の写し

…1部+PDF ファイル

※ ⑤は原著論文もしくは原著論文相当であれば1編、それ以外の場合は2編以上必要とする。

※ 提出書類にもとづいて審査を行い、クオリファイングエグザミネーション受審免除の可否を決定する。

※ 博士論文を作成するにあたり基礎力を備えているか審査をするため、本学または他大学で修士の学位を取得しているだけでは免除を認めない場合もある。

※ 免除申請が認められた場合も、1月中旬に博士論文研究計画書の提出は必須とする。

4. 提出先

教務課湯島学位審査グループ(1号館西1階)(内線5074,5075)

E-mail: grad.doctor_med.adm@tmd.ac.jp

※ 提出した課題研究報告書等の再提出・差し替えは原則として認めない。

※ 電子ファイルについては、CD-R、USBに保存の上、打ち出し原稿と一緒に提出するか、メールに添付して提出すること。

5. 提出期限 提出期限以降の受付は一切行わない。

—クオリファイングエグザミネーション申請—

上記①、②、⑪ 11月上旬

上記③～⑤、⑧～⑩ 11月中旬

上記⑥、⑦ 11月下旬

上記⑫、⑬ 1月中旬

—免除申請—

上記免除申請書類一式 9月中旬

※ 詳細な提出期限は、保健衛生学研究科委員会の審議を経て決定する。

6. 審査及び最終試験について

12月第2水曜日の保健衛生学研究科委員会において、審査委員(主査・副査)の決定後、1月の公開審査日程期間内に終了する。

7. 学位授与について

学長は、研究科委員会において学位を授与できる者と議決した者の報告に基づいて、修士の学位の授与の可否について認定のうえ、学位を授与すべきものには、学位記を授与し、授与できないものにはその旨を通知する。

クオリファイングエグザミネーション合格者

クオリファイングエグザミネーションに合格した者で、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得した者に修士の学位を授与する。

学位記の授与・・・博士号取得時、または本専攻退学時

証明書の発行・・・在籍期間中に修士号の取得証明書が必要な場合は、教務課(1号館西1階)で発行申請を行う。原則として、修士の学位を授与することが認められた翌月以降に申請可能。

8. 注意事項

○研究活動の不正行為について

課題研究報告書の作成にあたっては『国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範』を遵守し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、加担しないこと。

ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

○『⑩確認書』について

課題研究報告書に関する研究が以下の【対象となる研究】を含んでいる場合には、あらかじめそれぞれに該当する委員会等において承認を受けて実施した研究であることが確認できない場合、提出された課題研究報告書は認められない。また、課題研究報告書で用いた研究について、該当する委員会等への申請書類に、原則として、QE 申請者の氏名が従事者として記載されている必要がある（※自身が直接実施した研究については必須とする）。本学における研究活動に係る行動規範に重大な違反があった場合は、処罰の対象となる。

【対象となる研究】

- ① ヒト(もしくはヒト由来検体・情報(臨床情報を含む)等)を対象とする研究
- ② 遺伝子組み換え実験
- ③ ヒトゲノム遺伝子解析研究
- ④ 動物実験
- ⑤ 病原微生物等利用実験
- ⑥ 特定病原体等利用実験
- ⑦ ヒト ES 細胞を用いる研究
- ⑧ ヒト iPS 細胞を用いる研究
- ⑨ 再生医療等提供計画(第1種から第3種)

博士課程
看護先進科学専攻
授業概要
2026

授業概要

看護先進科学専攻共通科目(看護系)

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
看護管理学特論※ (1202)	1～2年 (1単位)	看護管理者・実践家(専門看護師を含む)・研究者・教育者として、組織・社会においてリーダーシップとマネジメント能力を発揮し、必要な変革を起こしながら質の高い看護・医療を提供できる能力を養成する。	教授 緒方 泰子
看護政策学特論※ (1203)	1～2年 (1単位)	看護を取り巻く制度・政策の実際と決定プロセスについて、看護学および法学・経済学などの関連領域の研究者や行政官など実際の政策過程に携わる実践家の講義から学ぶ。各自の臨床経験・研究テーマに関連した看護・医療の政策・制度上の課題を整理・抽出し、解決策を考案する。	教授 柏木 聖代
家族看護学特論 (1204)	1～2年 (2単位)	看護職として家族を系統的に捉え、ひとまとまりの家族を支援するための研究に必要な知識・技術について講義から学ぶ。家族看護学の基本的な理論や技術について学んだうえで、家族を対象とする研究の計画・実施における課題についても学習する。また、特に家族看護学に関連するトピックスについて講義する。これらを通じて、家族の健康問題・家族ダイナミクスを生活と結びつけて理論的に分析する方法と実践的な援助の方法を技術として用いられるようにすることをめざす。	教授 佐藤 伊織
看護情報統計学特論※ (1205)	1～2年 (2単位)	看護に関する研究を行う上で必要な統計数字の見方、統計データのとり方、解析方法につき修得する。講義と演習を組み合わせ、用語・理論・方法がいずれもよく理解できるようにする。講義と並行して、パソコンにより統計ソフトを用いて演習を行い、研究に必要な統計データの解析方法を修得する。	准教授 森田 久美子
看護教育学特論※ (1207)	1～2年 (2単位)	生涯教育、及び専門職の継続教育、看護師が持つ教育的機能の基本を理解し、さらに将来専門看護師として、あるいは看護教育・研究者としての役割を果たすために不可欠な教育の原理と技能を学ぶ。また、臨床実践におけるケアの質向上につながる教育の効果、その効果を発揮するために求められる教育環境整備、組織的教育活動について学ぶ。	教授 田中 真琴
国際看護研究方法論※ (1208)	1～2年 (2単位)	諸外国で広く活用されている看護研究方法について、英語を用いた授業を行い、研究計画書の書き方とともに、国際的に活躍できる、プレゼンテーション力・コミュニケーション力を修得する。また、国際共同研究計画案の能力開発を目指し、国際的に価値がある高度な研究能力の修得を目指す。	教授 近藤 暁子
看護倫理※ (1214)	1～2年 (1単位)	看護の専門家として、現場で遭遇する様々な倫理的な課題を見出し対応するために必要な、深く豊かな教養と、専門的な知識、態度、技術を修得する。	教授 緒方 泰子
コンサルテーション論 (1215)	1～2年 (1単位)	看護師の問題解決に必要なコンサルテーションの概念および実践モデルを理解し、高度な看護実践におけるコンサルテーション活動を展開するための基礎能力を養う。	教授 谷口 麻希
フィジカルアセスメント (1216)	1～2年 (2単位)	複雑な健康問題をもつ対象の身体の状態を査定し、臨床看護判断を行うための必要知識と技術について教授する。e-learningによる授業、事例と高機能シミュレーターを使用した演習を行い、高度実践看護師として求められる問診や検査結果、身体診査等を用いた、身体状況の評価を学ぶ。	准教授 今津 陽子
臨床薬理学 (1217)	1～2年 (2単位)	多様な臨床場面で用いられる薬剤(緊急応急処置、症状調整、慢性疾患管理に必要な薬剤)を中心に、臨床薬理学の基礎知識を習得し、薬物療法を総合的に学ぶ。薬物療法が必要な患者に対する薬剤使用の判断、投与後の患者のモニタリング、生活調整、回復力の促進、患者の服薬管理能力の向上を図るための知識と看護技術を学ぶ。	准教授 今津 陽子

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
病態生理学 (1218)	1～2年 (2単位)	身体の生理的機能、病態を理解し、症例をもとに異常をきたす原因、主な症状、経過、治療および処置について学び、専門看護師に求められる患者の病態生理学の状態を解釈し、適切な判断を行い、それに対する看護実践を行うために必要な知識を学ぶ。	教授 佐々木 吉子
インディペンデントスタ ディA (1211)	1～5年 (2単位)	博士論文に関連する研究プロジェクト等へ、プロジェクトチームの一員として、調査票設計・データ収集・分析・論文執筆等の一連の過程に参画し、研究遂行に必要な能力を習得する。加えて研究プロジェクトにおけるリーダーシップ、スケジュール管理、チーム構築能力と共に、研究過程全般に関わる倫理的問題の調整能力を養う。	各分野 担当教員
インディペンデント スタディB (1212)	1～5年 (2単位)	博士論文に関連する国内外の教育・研究・臨床実践について、学生が主体的に学習課題と目的・目標を定め、短期研修・インターンシップ等を行う。受け入れ先との調整から、報告書作成までの一連の過程において、専門知識・研究遂行能力とともに研究者としての態度を習得する。	各分野 担当教員

専門科目

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
公衆衛生看護学特論 I (0101)	1～2年 (2単位)	地域で生活する人々に対して主に予防と健康増進を意図した地域保健看護サービスを中心として関連情報を分析し、個人・家族・集団を単位とした看護活動計画、展開法、評価法、実践や指導への応用方法、具体的な研究展開の能力を講義と討議により修得する。	教授 月野木 ルミ
公衆衛生看護学演習 I (0102)	1～2年 (2単位)	地域で生活する人々に対して主に予防と健康増進を意図した地域保健看護サービスを中心として関連情報を分析し、個人・家族・集団を単位とした看護活動計画、展開法、評価法、実践や指導への応用方法、具体的な研究展開および関連する実践の能力を演習により修得する。	
公衆衛生看護学特論 II (5001)	2～4年 (4単位)	地域保健看護学において、国際的に通用する研究方法を学び、研究テーマを定めて文献検討・調査・事例分析などによりデータを収集し、成果を学会発表や学術論文として国内外に公表する能力を修得する。	
在宅・緩和ケア看護学特 論 I (1501)	1～2年 (2単位)	在宅ケアに関連する保健医療福祉制度、社会システム、および看護提供体制について理解し、さらに対象者理解や援助展開に必要な基本的理論を理解し、実践事例をもとに在宅看護実践の具体方法を身につける。	教授 福井 小紀子
在宅・緩和ケア看護学演 習 I (1502)	1～2年 (2単位)	在宅看護の対象者、特にがん末期患者、難病療養者等、医療依存度が高く、また多職種が連携して支援する必要がある療養者に対する看護支援の方法、支援体制・システム等について理解し、在宅ケアの在り方について考究する。	
在宅・緩和ケア看護学特 論 II (5205)	2～4年 (4単位)	在宅ケアに関する社会情勢の変化、諸制度や地域社会における看護提供の仕組みを国内外の文献や実践報告から現状の課題や方向性を概観し、その上で自らの研究課題に探究的に取り組む。	

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
リプロダクティブヘルス 看護学特論Ⅰ (0301)	1～2年 (2単位)	女性学、クイア理論等の知見を踏まえ、女性の性と生殖にかかわる種々の健康課題に対する、個人、家族、集団に対するケア提供システム、介入方法の開発とその効果を判定するための研究方法の基礎的能力を修得する。	教授 松崎 政代
リプロダクティブヘルス 看護学演習Ⅰ (0302)	1～2年 (2単位)	性的マイノリティを含めたセクシュアルヘルス、リプロダクティブヘルス・ライツに関する助産ならびに看護のケア対象者の特性と現状を理解し性暴力被害者支援を含む支援方法の開発とその効果に関する研究を行うための、基礎的実践能力、研究方法を演習により修得する。	
リプロダクティブヘルス 看護学特論Ⅱ (5003)	2～4年 (4単位)	性と生殖にかかわる健康の向上に向けて、学際的な視野ならびに看護哲学、看護理論、対人関係論、精神分析学、女性学などを踏まえて、時代に即した助産学(看護学)に貢献しうるケアの開発とその評価、もしくは助産学(看護学)の知識体系に貢献しうる新たな知の発掘に資する研究を行い、国内外の学術誌に発表し、自立して研究できる能力を修得する。	
精神保健看護学 特論Ⅰ (0402)	1～2年 (2単位)	人々の精神状態や発達課題を評価するための基準や枠組み、様々な年代や健康状態の人々に対する精神的援助技術およびその理論的な背景について学修する。精神医学的診断法や心理測定法、精神療法を始めとする様々な精神科治療の技術と方法についての理解を深め、看護学の視点に基づく評価と援助を実践する能力を養う。	教授 谷口 麻希
精神保健看護学 演習Ⅰ (0404)	1～2年 (2単位)	精神保健看護学に関する研究のクリティックやレビューを通し、研究の方法論や精神保健看護学分野における研究の動向や課題について理解を深める。	教授 谷口 麻希
精神保健看護学特論Ⅱ (5004)	2～4年 (4単位)	精神保健看護に関する理論及び方法論の確立や、看護介入の実施・評価・教育を担い得る能力を修得する。精神的健康の向上と精神保健医療看護システムの変革に寄与し得る学際的な研究を行い、その成果を国内外の学術誌に発表し、自立して研究ができる能力を修得する。	
ヘルスサービスリサーチ 看護学特論Ⅰ※ (0501)	1～2年 (2単位)	国内外のヘルスサービスリサーチに関する最新情報に精通した専門家を交えた討議を通じ、看護ケアの科学的根拠を探求する。また、看護ケアの質の検証研究の特徴を理解するために、さまざまな領域の実証研究の方法を学び、看護ケアの質に関する新たな検証法を開発するための基礎的な能力を修得する。	教授 柏木 聖代
ヘルスサービスリサーチ 看護学演習Ⅰ (0502)	1～2年 (2単位)	ヘルスサービスリサーチ看護学分野において、国内外の先行研究や背景等を踏まえ自身の研究テーマの設定し、そのテーマに基づいて倫理的問題を考慮した上で研究計画を立案し、計画の発表と討議を通じて研究計画を洗練する。	
ヘルスサービスリサーチ 看護学特論Ⅱ (5101)	2～4年 (4単位)	看護ケア技術開発学分野において、研究課題の設定から論文完成までの過程に必要な能力を養う。さらに研究成果を国内外の学会や学術誌に発表することを通じ、自立して研究者を行う能力を修得する。	
小児・家族発達 看護学特論Ⅰ※ (0601)	1～2年 (2単位)	小児とその家族を生涯発達の視点から捉え、看護の対象としての理解を深める。小児の成長発達についての高度な専門知識と、小児の健康、疾患、障害、生活および家族について関連学問領域の知見や理論を学び、看護実践および研究を行うための基礎的能力を討議により修得する。幅広く小児関連のトピックスについて講義を行う(育児支援、新生児、NICU、発達検査、小児がん等)。	教授 佐藤 伊織

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
小児・家族発達 看護学演習Ⅰ (0602)	1～2年 (2単位)	様々な健康障害をもつ小児とその家族の課題を理解し、こどもや親等を対象として研究を進めるために必要な、小児看護学・家族看護学研究の方法論や技術について演習する。特に文献の取り扱い(スコーピングレビュー等)、質的データの取得と取り扱い(再帰的テーマティック分析等)、量的データの取得と取り扱い(計量心理学的分析等)のうち、受講生の関心等に合わせて適切な看護学研究手法をもとに学ぶ。	教授 佐藤 伊織
小児・家族発達看護学 特論Ⅱ (5102)	2～4年 (4単位)	小児・家族発達看護学に関する理解を深め、広く小児看護学・家族看護学に関連する諸制度、アセスメント、看護介入法、看護技術開発、看護介入効果の測定、看護マネジメント、看護・医療システムについて、ゼミ形式で国内外の知識・情報を得る。それらに基づいた小児とその家族のための看護とケアシステムを考案・開発する能力を修得する。看護実践や研究の結果から看護モデルを導く能力を修得し、学際的・国際的な研究の能力を身につける。	
成人看護学特論Ⅰ (0701)	1～2年 (2単位)	先端的医療や侵襲的治療を受ける成人期、向老期、老年期の人々とその家族の体験や苦悩を理解し、重篤期から回復期、セルフマネジメントを必要とする時期に至るまで、さらには緩和ケアを含めた看護法および理論を学び、これらの専門的看護および研究方法を講義と討議により修得する。	教授 田中 真琴
成人看護学演習Ⅰ (0702)	1～2年 (2単位)	重篤な疾患の発症や慢性疾患の増悪、侵襲的治療などの衝撃的な体験が、人間の心身にもたらす影響や、それに対して人間はどのように反応し、対処するかの際序について、また、持続する健康問題を抱え生活する上での自己管理力を高めるための援助について、諸理論を援用して理解し、討論を通して具体的に検討する。	
成人看護学特論Ⅱ (5103)	2～4年 (4単位)	健康障害を有する人々やその家族の体験を明らかにし、重篤期から回復期、セルフマネジメントを必要とする時期、さらには緩和ケアを含めた看護支援技術の開発と体系化をはかるための研究を行い、国内外の学術誌に発表し、自立して研究できる能力を修得する。	
看護管理・高齢社会看護学特論Ⅰ※ (0801)	1～2年 (2単位)	看護管理学や老年看護学および受講者各々の関心ある研究テーマに関する研究計画の作成・実施に向けて必要な概念・知識・方法を学ぶ。講義および国内外の関連文献・書籍等(例:尺度開発など)に基づく討議を通じて、具体的に研究を展開していくために必要な能力を修得する。	教授 緒方 泰子
看護管理・高齢社会看護学演習Ⅰ (0802)	1～2年 (2単位)	看護管理学や老年看護学、受講者各々が関心のある研究テーマに関する課題と国際的な動向を知るとともに、研究計画立案・実施・公表に向けて必要な概念、理論、方法について演習を通じて学び、具体的に研究を展開・公表していくために必要な能力を修得する。	
看護管理・高齢社会看護学特論Ⅱ (5104)	2～4年 (4単位)	看護管理学、老年看護学の関連領域において、研究に必要な理論・知識・手法を学び、取り組む研究テーマの文献検討を行い、必要なデータの収集・解析・国際誌等への成果公表を行う能力を修得する。	

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
国際看護開発学特論 I ※(1401)	1～2年 (2単位)	日本および国際的に取り組むべき看護保健医療の諸問題・健康問題について、様々なデータベースを用いて国際比較・分析し、独創的かつ国際的に普遍性ある研究課題を提案するための問題抽出・分析視点を学ぶ方法を学ぶ。すべて英語で実施する。	教授 近藤 暁子
国際看護開発学演習 I (1402)	1～2年 (2単位)	興味のある研究領域における質の高い論文を読んで特に方法論について学ぶ。統計解析の方法について理解を深める。プレゼンとディスカッションは全て英語で実施する。	
国際看護開発学特論 II (5204)	2～4年 (4単位)	保健医療福祉活動における国際的な看護研究課題を解決するための方法・手段の特定と、実践のために必要な組織・運営などについて企画し、実現・情報発信する能力を修得する。論文等は英語で執筆する。	
災害看護学特論 I (1703)	1～2年 (2単位)	主要な災害の急性期において、災害時の疾病構造、各種災害の急性期の医療活動の原則と、チーム医療活動における看護の役割について学び、災害看護実践に必要な知識・技術を修得する。	教授 佐々木 吉子
災害看護学演習 I (1704)	1～2年 (2単位)	大地震や特殊災害等の発生を想定した仮想事例についてシミュレーションやワークショップを行い、看護アセスメント、被災地における医療救護、被災者・支援者への心身のケア、看護支援活動について学び、災害活動における看護リーダーに必要な知識・技術を修得する。	
災害看護学インターンシップ (1712)	1～4年 (2単位)	災害対策、災害対応に関連する実践現場や政策に携わる組織に身を置き、災害看護の具体的な実践スキルや、研究的な視点を養い、災害看護のグローバルリーダーに必要な能力を修得する。	
クリティカルケア看護学特論 I (1705)	1～2年 (2単位)	米国クリティカルケア看護師協会(American Association of Critical Care Nurses ; AACN)が開発した、AACN synergy model for patient care(英語原文)を読み解き、日本の文化や医療事情を鑑みながら、患者、家族、看護師にとって最適な治療環境を築き看護を展開する能力を修得する。また、家族システム理論を援用し、重症・重篤患者の家族の特徴を理解し、援助関係を築いて専門的援助を行うための手法を修得する。	教授 佐々木 吉子
クリティカルケア看護学演習 IA (1706)	1～2年 (2単位)	クリティカルケア領域において、患者や家族に求められる意思決定、侵されやすい権利、それらに伴う倫理的課題の特徴を理解し、対象の安寧を脅かす要因の緩和や必要な情報提供、決定後の継続的な支援を行う能力を修得する。	
クリティカルケア看護学演習 IB (1707)	1～2年 (2単位)	クリティカルな状況にある患者・家族の全人的苦痛を緩和するため、苦痛を緩和するための直接的なケア技術や、質の高いケアを継続するために組織的に取り組むための方策を講じる能力を修得する。	
急性・重症患者フィジカルアセスメント (1701)	1～2年 (2単位)	集中的・高度な治療を必要とする患者の心身の変化ならびに生活行動、機能回復の状況を把握する観察枠組みを理解し、クリティカルな状況にある患者の心身の変化、生活行動、機能回復の観察・評価を行う能力を修得する。	
急性・重症患者治療管理論 (1702)	1～2年 (2単位)	集中治療を必要とするような病態、行われる治療・処置の目的、方法と科学的根拠、医学上の課題を理解するとともに、多職種チームで患者・家族を中心に据えた医療を展開するために必要な看護を実践する能力を修得する。	

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
クリティカルケア看護高度実践実習A (1708)	1～2年 (3単位)	ロールモデルとなる急性・重症患者看護専門看護師の指導のもとで、集中的で高度な治療を要する患者の全人的理解、病態アセスメント、診断プロセスの理解、看護活動の立案・実施を経験するとともに、高度実践看護師の役割を学び、各機能を効果的に果たすためのノウハウを理解する。	教授 佐々木 吉子
クリティカルケア看護高度実践実習B (1709)	1～2年 (4単位)	複雑で困難な問題を抱える患者を受け持ち、集中的で高度な治療を要する患者の全人的理解、病態アセスメントに基づく高度な看護実践の実施を経験するとともに、スタッフへの教育、相談、調整、倫理調整の実施を経験し、高度実践看護師として多様な状況に対応する能力を修得する。	
クリティカルケア看護高度実践実習C (1710)	1～2年 (3単位)	複雑で困難な問題を抱える患者を受け持ち、集中的で高度な治療を要する患者、家族への卓越した看護実践を行うとともに、医療チームにおいて、教育、相談、調整力を発揮し、高いリーダーシップ発揮し、高度実践看護師として自立して役割発揮ができる能力を修得する。	
災害看護学特論Ⅱ (1711)	2～4年 (4単位)	災害に関連する、個人、家族、集団、地域における課題をミクロ的視点およびマクロ的視点から捉え、研究的アプローチを通して分析し、新たな概念や理論の生成、看護ケア方法や介入方法の開発、およびアウトカムの評価を行う能力を修得する。	
クリティカルケア看護学特論Ⅱ (1713)	2～4年 (4単位)	多様な原因により、心身のクリティカルな状況にある個人、家族における課題をミクロ的視点およびマクロ的視点から捉え、研究的アプローチを通して分析し、新たな概念や理論の生成、看護ケア方法や介入方法の開発、およびアウトカムの評価を行う能力を修得する。	

必修科目

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
看護学研究法特論※ (1201)	1～2年 (2単位)	看護研究のプロセスと多様な看護学研究法、文献クリティーク、研究における倫理、科学哲学の基礎を学び、看護活動の質向上や看護技術の開発に必要な基礎的研究能力を修得する。	教授 福井 小紀子
看護理論※ (1213)	1～2年 (1単位)	看護学の発展ならびに高度な実践の基盤として、科学哲学とともに看護理論を歴史的に振り返る。看護における知の一般化ならびに対象者の解放や癒しに対するアプローチにおける前提ならびにその適用について、その基盤となっている認識論的前提と存在論的前提を分析することを中心とする。	教授 松崎 政代
特別研究Ⅰ (1301)	1～2年 (4単位)	コースワークを通じて研究方法や研究に関する基礎知識、高い倫理観を培う基盤となる知識を学び、文献検討、予備調査への取り組みといった研究計画作成の基盤となる学習を行う。これらの学習は、分野内外の教員等による指導を適宜受けて行い、博士論文として取り組む研究計画を現実的なものとし、特別研究Ⅱ・Ⅲに繋げていくためのものである。	各分野 担当教員
特別研究Ⅱ (1302)	1～2年 (4単位)	特別研究Ⅰで取り組み、検討を重ねた文献検討・予備調査等の結果をまとめ、学生一人で第三者に伝わりやすいプレゼンテーションを行い、自身の取り組んだ内容に関する質問へも明快に回答できるよう学習・準備を行う。特別研究Ⅰ・Ⅱを通じて、特別研究Ⅲに取り組むための研究者としての基礎力を養う。	各分野 担当教員
特別研究Ⅲ (1303)	3～5年 (4単位)	特別研究Ⅰ・Ⅱで取り組んだ内容を基盤に、検討を重ねた研究計画に沿って、それぞれの研究フィールドで調査研究を進め、学位論文作成に向けて研究成果を取りまとめる。その過程においては、分野内外の教員等による指導を適宜受け、研究者として自立して研究ができ、学術論文を公表できる能力を修得する。	各分野 担当教員

看護先進科学専攻共通科目(看護系以外)

※以下の科目は2023年度入学生より開講される科目です。

2022年度以前の在在学生については「大学院共通履修科目」(単位は付与するが、修了要件ではない科目のうち、全研究科共通の自由科目)として履修可能です。なお、修了要件には含まれませんので履修の際は注意してください。

●データサイエンス人材育成プログラム科目

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
マネジメント特論 (7001)	1~2年 (1単位)	将来、医療人・研究者・企業人として活躍するうえで必要なマネジメントスキルのうち、特に、プロジェクトマネジメント、キャリアマネジメント、ビジネスコミュニケーションを中心に解説する。	教授 竹内 勝之
知的財産特論 (7002)	1~2年 (1単位)	特許、著作権など研究開発やビジネスの場面で必要になる知的財産のエッセンスを講義する。また、研究開発やビジネスにおける知的財産戦略のケーススタディを行い、知的財産に対する理解を深める。	
データサイエンス特論Ⅰ (7003)	1~2年 (1単位)	本科目では、データ解析法の基礎となる基本統計学及び生物統計学の理論的枠組みについて学ぶ。	
データサイエンス特論Ⅱ (7004)	1~2年 (1単位)	本科目では、データサイエンスを学ぶうえで必須となるプログラミング技術の基礎を学ぶ。使用する言語はRである。	
データサイエンス特論Ⅲ (7005)	1~2年 (1単位)	本科目では、データサイエンスを学ぶうえで必須となるプログラミング技術の基礎を学ぶ。使用する言語はPythonである。	
データサイエンス特論Ⅳ (7006)	1~2年 (1単位)	本科目では、ベイズ統計学の基礎から応用までを学ぶ。ベイズ統計学は人工知能や機械学習にも欠かせない知識である。	

●グローバル健康医学科目

※講義時間が通常とはことなっていますのでシラバス等で事前に確認をしてください。

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
疫学Ⅰ (Epidemiology I) (7101)	1～2年 (2単位)	<p>This course is a lesson to learn the basics of the Clinical Statistics and Bioinformatics Graduate Program of the Integrative Biomedical Sciences Programs for Preemptive Medicine aiming at the training of personnel who can promote precision medicine.</p> <p>(和訳) プレジジョンメディシンを推進する人材の育成を目的に臨床統計学及び生命情報学の基礎を学ぶ先制医療のための統合生命医科学プログラム。</p>	准教授 那波 伸敏
疫学Ⅱ (Epidemiology II) (7102)	1～2年 (2単位)	<p>We will focus on social determinants of health, including social class, race, gender, poverty, income distribution, social networks/support, community cohesion, work and neighborhood environment, and behavioral economics. We also address the health consequences of social and economic policies, and the potential role of specific social interventions, including innovative methods based on behavioral economics. To deepen understanding of social epidemiology, oral health outcomes, their distributions in the populations, and its common determinants will be taught.</p> <p>(和訳) 社会階級、人種、ジェンダー、貧困、所得分配、社会的ネットワーク／サポート、コミュニティの結束、仕事と近隣環境、行動経済学など、健康の社会的決定要因に焦点を当てる。また、社会・経済政策の健康への影響や、行動経済学に基づく革新的な手法を含む特定の社会的介入の潜在的な役割についても取り上げる。社会疫学の理解を深めるために、口腔の健康アウトカム、集団におけるその分布、およびその共通の決定要因についても学ぶ。</p>	教授 相田 潤
医療システム (Health Systems and Management) (7103)	1～2年 (2単位)	<p>This class teaches how to promote change in health systems and people's behavior through health communication programs. Students will learn how to apply theory and research methods to the design, implementation, and evaluation of health communication programs.</p> <p>(和訳) このクラスでは、ヘルス・コミュニケーション・プログラムを通じて、保健システムや人々の行動の変化を促進する方法を提供し、ヘルス・コミュニケーション・プログラムの設計、実施、評価に理論と研究方法を適用する方法を学ぶ。</p>	教授 藤原 武男

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
グローバルヘルス (Global Health) (7105)	1～2年 (4単位)	<p>This course provides an overview of important health challenges facing the world today, discusses how these have changed over time, examines determinants of such changes, and predicting the future.</p> <p>このコースでは、今日世界が直面している重要な健康問題の概要を説明し、それらが時間とともにどのように変化してきたかを論じ、その変化の決定要因を検討し、将来を予測する。</p>	教授 藤原 武男
母子保健学 (Maternal and Child Health) (7106)	1～2年 (2単位)	<p>This course introduces emerging issues in maternal and child health, such as child maltreatment and nutrition . It provides students with basic knowledge and skills needed to apply a life course approach to solve these issues.</p> <p>(和訳) このコースでは、子どもの虐待や栄養など、母子保健の新たな問題を紹介します。これらの問題を解決するためにライフコース・アプローチを適用するために必要な基本的な知識とスキルを習得する。</p>	教授 藤原 武男
行動科学 (Behavioral Sciences) (7107)	1～2年 (2単位)	<p>This course provides students with basic knowledge and skills needed to understand individual, group, and community behaviors and change processes in cross-cultural contexts in order to design health promoting behavioral interventions.</p> <p>(和訳) このコースでは、健康を促進する行動的介入をデザインするために、個人、グループ、コミュニティの行動と変化のプロセスを異文化の文脈で理解するために必要な基礎知識と技術を学ぶ。</p>	准教授 森田 彩子
地球環境と健康 (Environmental Planetary Health) (7109)	1～2年 (2単位)	<p>This course introduces current topics in environmental and planetary health issues, scientific understanding of their causes, and possible future approaches toward control of the major environmental health problems.</p> <p>(和訳) このコースでは、環境保健学とプラネタリーヘルスの最新のトピック、その原因に関する科学的理解、及び主要な環境健康問題の制御に向けて将来可能なアプローチを学ぶ。</p>	教授 藤原 武男

●臨床疫学科目

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
疫学基礎 (7301)	1～2年 (1単位)	疫学の基礎を理解し、臨床研究論文を適切に解釈し執筆するための土台をつくる。	准教授 那波 伸敏
生物統計学基礎 (7302)	1～2年 (1単位)	生物統計学の基本的な解析手法についての復習および理解を深め、臨床疫学研究における適用について学習する。	教授 高橋 邦彦
生物統計学応用I (7303)	1～2年 (1単位)	生物統計学を応用した発展的な課題として、ベイズ統計学およびメタアナリシスの基本的事項と実践について学習する。	
生物統計学応用II (7304)	1～2年 (1単位)	生物統計学を応用した発展的な課題として、薬剤疫学および医療分野におけるAIの活用について、その基本的事項と実践について学習する。	
臨床試験方法論基礎 (7305)	1～2年 (1単位)	エビデンス創出に必要な臨床試験方法論の基本的考え方と臨床試験の計画と解析に必要な統計的事項(試験デザイン、ランダム化、盲検化、エンドポイント、解析対象集団、サンプルサイズ設計等)を体系的に学習する。	教授 平川 晃弘
臨床試験方法論応用 (7306)	1～2年 (1単位)	効率的な臨床試験方法論として注目されている群逐次デザイン、アダプティブデザイン、ベイズ流デザインについて学習する。また、がん領域特有の臨床試験デザインについても学ぶ。	
口腔疫学基礎 (7307)	1～2年 (1単位)	歯科口腔疾患の疫学の基礎を理解する。国際的なコンテキストを理解して論文がかける土台をつくる。	教授 相田 潤
疫学応用 (7308)	1～2年 (1単位)	疫学の発展的な内容を理解するために、統計ソフトを用いた解析の実際や発展的な内容を学習する。	

●その他

授業科目名 (科目コード)	履修年次	講義等の内容	科目責任者
生命理工学概論(英語) (Introduction to Biomedical Sciences and Engineering) (7201)	1～2年 (2単位)	<p>Knowledge of a wide range of bio-related science is needed to fully understand and utilize results of latest biosciences. This series of lectures cover basic ideas of molecular biology, protein chemistry, organic chemistry and bioengineering, and is expected to widen intellectual horizons of students and improve their understanding the complex nature of current biosciences.</p> <p>(和訳) 最新のバイオサイエンスの成果を十分に理解し、活用するためには、幅広いバイオ関連科学の知識が必要である。本講義では、分子生物学、タンパク質化学、有機化学、生体工学の基本的な考え方を学び、学生の知的視野を広げ、現在のバイオサイエンスの複雑さを理解することが期待される。</p>	教授 伊藤 暢聡

○東京科学大学大学院保健衛生学研究科博士課程学修内規

令和7年5月9日
保健衛生学研究科長制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第31条、東京科学大学大学院学修規程（令和6年規程第94号。以下「学修規程」という。）第3条及び第7条並びに東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則（令和6年細則第51号。以下「学修細則」という。）第5条の規定に基づき、大学院保健衛生学研究科博士課程における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

第2条 大学院保健衛生学研究科博士課程の授業科目は、次に掲げる主科目及び副科目とする。

- 一 主科目は、所属分野が開設する授業科目とする。
- 二 副科目は、前号以外の授業科目及び共通科目とする。

2 大学院保健衛生学研究科博士課程の授業科目及び修得すべき単位数は、別表に定めるものとする。

(履修届)

第3条 学生は、別表に定める授業科目のうちから、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

(追加履修)

第4条 履修科目の追加を行う学生は、各年度当初に定められた期日までに届け出なければならない。

(履修取消し)

第5条 履修登録済みの授業科目のうち、履修を継続しない科目については、本人からの願い出により取り消すことができる。

2 履修取消しを行う学生は、集中講義科目以外の授業科目については各授業科目の第5回目の講義開始までに、集中講義科目については、当該科目の履修期間内に、別に定める履修登録科目取消願により研究科長に願い出るものとする。

3 前2項によらず、科目責任者の判断により履修取消しを認める場合がある。

(授業方法等)

第6条 授業方法、内容及び1年間の授業計画は、履修要項において明示するものとする。

(成績評価)

第7条 成績評価について不服がある学生は、所定の期日までに所定の申立書を教育推進部教務課湯島教務室に提出しなければならない。

(再履修)

第8条 不合格の評価を得た科目については、所定の手続により再履修できるものとする。

2 再履修した科目の成績については、再履修をした年度の成績をもって評価する。

(編入学及び再入学の単位認定)

第9条 大学院学則第21条及び第23条に基づき編入学及び再入学を許可された者の当該大学院における既修得単位については、別表に定める科目の一部又は全部を認定する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、大学院保健衛生学研究科博士課程における授業科目の履修に関する必要事項は、研究科委員会において別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和7年5月9日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和6年10月1日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科博士課程履修内規（令和3年11月30日保健衛生学研究科長制定）は、廃止する。

附 則（令7.5.9）

この内規は、令和7年5月9日から施行し、改正後の東京科学大学大学院保健衛生学研究科博士課程学修内規の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表

(1) 大学院保健衛生学研究科一貫制博士課程看護先進科学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数
基礎看護開発学	ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅰ	2
	ヘルスサービスリサーチ看護学演習Ⅰ	2
	ヘルスサービスリサーチ看護学特論Ⅱ	4
	公衆衛生看護学特論Ⅰ	2
	公衆衛生看護学演習Ⅰ	2
	公衆衛生看護学特論Ⅱ	4
臨床看護開発学	成人看護学特論Ⅰ	2
	成人看護学演習Ⅰ	2
	成人看護学特論Ⅱ	4
	精神保健看護学特論Ⅰ	2
	精神保健看護学演習Ⅰ	2
	精神保健看護学特論Ⅱ	4
	小児・家族発達看護学特論Ⅰ	2
	小児・家族発達看護学演習Ⅰ	2

	小児・家族発達看護学特論Ⅱ	4
	リプロダクティブヘルス看護学特論Ⅰ	2
	リプロダクティブヘルス看護学演習Ⅰ	2
	リプロダクティブヘルス看護学特論Ⅱ	4
	在宅・緩和ケア看護学特論Ⅰ	2
	在宅・緩和ケア看護学演習Ⅰ	2
	在宅・緩和ケア看護学特論Ⅱ	4
先導的看護システム開発学	国際看護開発学特論Ⅰ	2
	国際看護開発学演習Ⅰ	2
	国際看護開発学特論Ⅱ	4
	看護管理・高齢社会看護学特論Ⅰ	2
	看護管理・高齢社会看護学演習Ⅰ	2
	看護管理・高齢社会看護学特論Ⅱ	4
	災害看護学特論Ⅰ＊1	2
	災害看護学演習Ⅰ＊1	2
	クリティカルケア看護学特論Ⅰ	2
	クリティカルケア看護学演習ⅠA	2
	クリティカルケア看護学演習ⅠB	2
	急性・重症患者フィジカルアセスメント	2
	急性・重症患者治療管理論	2
	災害看護学インターンシップ＊1	2
	クリティカルケア高度実践実習 A	3
	クリティカルケア高度実践実習 B	4
	クリティカルケア高度実践実習 C	3
	災害看護学特論Ⅱ＊1	4
	クリティカルケア看護学特論Ⅱ	4
必修科目	看護学研究法特論	2

		看護理論	1
		特別研究Ⅰ	4
		特別研究Ⅱ	4
		特別研究Ⅲ	4
共通科目（看護系）		看護管理学特論	1
		看護政策学特論	1
		家族看護学特論	2
		看護情報統計学特論	2
		看護教育学特論	2
		国際看護研究方法論	2
		看護倫理	1
		コンサルテーション論	1
		フィジカルアセスメント	2
		臨床薬理学	2
		病態生理学	2
		インディペンデントスタディA	2
		インディペンデントスタディB	2
共通科目（看護系以外）	データサイエンス人材育成プログラム科目	マネジメント特論	1
		知的財産特論	1
		データサイエンス特論Ⅰ	1
		データサイエンス特論Ⅱ	1
		データサイエンス特論Ⅲ	1
		データサイエンス特論Ⅳ	1
	グローバル健康医学科目	疫学Ⅰ	2
		疫学Ⅱ	2
		医療システム	2
		グローバルヘルス	4
		母子保健学	2
		行動科学	2
		地球環境と健康	2

	臨床疫学科目	疫学基礎	1
		生物統計学基礎	1
		生物統計学応用Ⅰ	1
		生物統計学応用Ⅱ	1
		臨床試験方法論基礎	1
		臨床試験方法論応用	1
		口腔疫学基礎	1
		疫学応用	1
	その他科目	生命理工学概論（英語）	1

1 大学院保健衛生学研究科委員会が別に定めるクオリファイングエグザミネーション（以下「QE」という。）を原則として受審し、下記に示す修了要件単位を全て修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、教育研究分野の改組等に伴う所属異動の場合には、異動前の所属教育研究分野が開設する授業科目の履修をもって、所属教育研究分野が開設する授業科目の履修とみなす。

- 一 所属教育研究分野の特論Ⅰより2単位
- 二 所属教育研究分野の演習Ⅰ又はⅠA又はⅠBより2単位
- 三 所属教育研究分野の特論Ⅱ4単位
- 四 看護学研究法特論2単位、看護理論1単位、特別研究Ⅰ4単位、特別研究Ⅱ4単位及び特別研究Ⅲ4単位
- 五 一～四を除く授業科目より15単位以上（ただし、共通科目（看護系）は7単位以上修得することとする。）

2 災害看護グローバルリーダー養成コースを履修する学生は、看護先進科学専攻の修了要件及び下記に示す要件を全て満たした場合、災害看護グローバルリーダー養成コースに関する学修成果を認定する。

- 一 災害看護グローバルリーダー養成コース指定科目（*1）を全て履修し、単位を修得する。
- 二 本学、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、日本赤十字看護大学の5大学災害看護コンソーシアムの単位互換制度により、本学以外の4大学で開講するコンソーシアム科目を8単位以上履修し、単位を修得する。
- 三 災害看護学領域に関連する学位論文を提出し、博士論文の審査及び最終試験に合格する。

(2) 大学院共通履修科目

授業科目の名称	単位数
ジョブ型研究インターンシップ *1	1

1 本表の科目は、大学院保健衛生学研究科に開設するものとし、大学院保健衛

生学研究科に在学する学生であれば履修できるものとする。

2 *1: QE取得後の保健衛生学研究科博士課程3年次以上かつ東京科学大学博士支援事業「総合知と癒しの次世代フロンランナー育成プログラム」の支援を受けている学生を対象とする。

(3) 大学院人間医療科学技術コース科目

授業科目の名称	単位数
人間医療科学技術博士論文研究計画論第一 *1	2
人間医療科学技術博士論文研究計画論第二 *1	2
人間医療科学技術教育指導法	2
デザイン創造基礎	2

1 本表の科目は人間医療科学技術コースを履修する学生が選択できる授業科目とし、QE取得後の保健衛生学研究科博士課程3年次以上の学生を対象とする。

2 *1: 人間医療科学技術コースを履修する学生は、看護先進科学専攻の修了要件を満たし、人間医療科学技術コース科目から必修科目(*1)を全て履修し、単位を修得した場合、人間医療科学技術コースに関する学修成果を認定する。

○東京科学大学大学院保健衛生学研究科委員会博士（看護学）に係る学位論文審査及び試験内規

令和7年10月8日
保健衛生学研究科長制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京科学大学学位規程（令和6年規程第91号）第23条の規定に基づき、東京科学大学大学院保健衛生学研究科（以下「本研究科」という。）における博士（看護学）（共同災害看護学専攻に係るものを除く。）の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位論文提出の資格）

第2条 学位論文提出の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 本研究科看護先進科学専攻に在学する学生で、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第3条第2項第2号に規定する博士課程に4年以上在学し、大学院学則第45条第4項に規定する所定の単位中30単位以上を修得し、かつ、別に定める中間評価を免除され、又は合格した者

二 次表に示す研究歴等を満たした者で、人格識見に非難すべき点のない者

最終学歴	研究歴等				
大学院博士前期課程 修了	学部4年	前期課程2 年	研究歴5年		
大学院博士後期課程 修了	学部4年	前期課程2 年	後期課程 3年	研究歴2 年	
大学院5年一貫制博士 課程修了	学部4年	博士課程5年		研究歴2 年	
大学院博士課程修了 （医・歯学系）	学部6年		博士4年		研究歴2年
学部（4年制）卒業	学部4年	研究歴8年			
学部（6年制）卒業	学部6年		研究歴6年		
備考：学部卒業後本研究科において2年以上の研究歴を要する。					

2 前項第2号の研究歴とは、次の各号に該当するものとする。

- 一 大学の専任職員として研究に従事した期間
- 二 大学院を退学した者の場合は大学院に在学した期間、又は専攻科（全日制の研究生及び専攻生等を含む。）に在学した期間
- 三 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条に定める研究機関（大学を除く。）において専任職員として研究に従事した期間
- 四 本学が前各号と同等以上と認める次に掲げる期間

- イ 本学で受託研究員又は外国人研究者として研究に従事した期間
- ロ 本学の技術職員として勤務し研究に従事した期間
- 五 その他研究科長が前各号と同等以上と認めた期間
(学位論文)

第3条 学位論文は、原著論文とし、原則として「緒言、対象／方法、結果、考察、要旨／結語、参考文献」の項目を含む単著とする。ただし、次の各号の全てを満たした場合は、英文で作成した論文に限り、共著とすることができる。

- 一 筆頭著者であること。
 - 二 指導教員又は推薦教員から、論文作成にあたり申請者が主要な役割を果たしたことを認めた証明書(別紙様式9)が提出されたこと。
 - 三 共著者全員から、学位論文に使用することに同意した同意書(別紙様式10)が提出されたこと。
- 2 学位論文の提出は、査読制度のある学術雑誌に投稿し、原則として公表されたものにより行うこととする。ただし、第2条第1項第1号に該当する者にあつては、掲載証明書を添付した場合は、当該証明を受けた時点の論文の写しにより行うことができるものとする。

(学位論文に添付する書類並びに論文審査手数料)

第4条 学位論文に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 一 本研究科博士課程学生(第2条第1項第1号該当者をいう。以下同じ。)の場合
 - ア 申請書(別紙様式1)
 - イ 履歴書(別紙様式3)
 - ウ 論文目録(別紙様式5)
 - エ 学位論文要旨(4千字以内)
 - オ 審査員候補者記入表(別紙様式7)
 - 二 学位論文提出による学位請求者(第2条第1項第2号該当者をいう。以下同じ。)の場合
 - ア 申請書(別紙様式2)
 - イ 履歴書(別紙様式3)
 - ウ 卒業証明書
 - エ 研究歴証明書(別紙様式4)。ただし、修士課程等の修了者は、それを証明する書類をもってその間の研究歴証明書にかえることができる。
 - オ 論文目録(別紙様式5)
 - カ 学位論文要旨(4千字以内)
 - キ 推薦教員からの推薦状(別紙様式6)
 - ク 審査員候補者記入表(別紙様式7)
- 2 学位論文提出による学位請求者は、第1項第2号に定める書類のほか、論文審査手数料として5万7千円を学位論文提出と同時に納付しなければならない。
(資格等審査)

第5条 学位論文を提出しようとする者は、本研究科教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、学位論文提出の資格及び論文形式等について、事前に審査を受けるものとする。

2 前項の場合において、本学以外（外国を含む。）の研究機関において研究に従事した期間又は第2条第2項第4号の期間を研究歴とする者は、当該期間に係る在籍証明書又は在職証明書及び業績一覧（別紙様式8）等を、前条第1項第2号の書類に加え提出するものとする。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、主査1人及び副査2人により構成する。

2 主査は、本研究科の教授のうちから選出する。ただし、指導教員、推薦教員及び当該学位論文の共著者は主査となることができない。

3 副査は、博士の学位を有する本学の教授、准教授、講師及び助教のうちから選出するものとし、1人以上を本学の教授とする。ただし、指導教員、学位論文提出者と同じ分野に所属する教員及び当該学位論文の共著者は副査となることができない。

4 必要があるときは、第1項に定める者のほか、副査2人以内を加えることができる。

5 本研究科研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、教育委員会で選出された審査委員候補者について審議し、審査委員会を設置する。

6 審査委員会は、学位論文の審査を行う。

7 前項の審査は、学位論文提出者及び審査委員会審査員が一堂に会して、公開で行う。

8 審査委員会が必要と認めた場合には、学位論文の訳文及び標本等の提出を求めることができるほか、委員以外の者の出席を求め質疑を行うことができる。

（最終試験）

第7条 審査委員会は、本研究科博士課程学生に係る学位論文の審査を終了した後、専攻分野の学識及び外国語能力を有することを確認するために、学位論文に関連のある学術分野について、口頭又は筆答により最終試験を行うものとする。

2 最終試験は、研究科委員会において特別の事由があると認められた場合を除き、外国語を課すものとする。

3 最終試験の期日、科目及び問題等最終試験の方法は、審査委員会が決定する。

（学力の確認）

第8条 審査委員会は、学位論文提出による学位請求者に係る学位論文の審査を終了した後、専攻分野の学識及び外国語能力を有することを確認するために、学位論文に関連のある学術分野について、口頭又は筆答により学力の確認を行うものとする。

2 学力の確認においては、研究科委員会において特別の事由があると認められた場合を除き、外国語を課すものとする。

3 学力の確認の方法は、審査委員会が決定する。

4 第1項の規定にかかわらず、本学大学院博士課程看護先進科学専攻に5年以上

在学し、大学院学則第45条第4項に規定する所定の単位を修得して退学した者が、第2条第1項第2号の規定により、本学大学院博士課程入学後12年以内に学位を請求するときは、口頭又は筆答による学力の確認を免除する。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、本研究科博士課程学生については、学位論文が提出された年度内に、学位論文提出による学位請求者については審査委員会設置後1年以内に、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行い、研究科委員会に審査結果を報告するものとする。

2 審査結果の報告は、審査報告書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 学位論文の内容の要旨(4千字以内)
- 二 学位論文の審査の要旨(2千字以内)
- 三 最終試験又は学力の確認の結果の要旨

3 前項第3号の最終試験の結果の要旨には、最終試験の方法と結論の要旨を記載するものとし、学力の確認の結果の要旨には、学力の確認の方法と結論の要旨を記載するものとする。

(研究科委員会の審議)

第10条 研究科長は、前条の審査報告を受けた後、研究科委員会を開催し、学位授与の可否について審議するものとする。

2 研究科長は、研究科委員会開催日の7日前までに、次に掲げる書類を研究科委員会委員に配付するものとする。

- 一 学位論文の内容の要旨
- 二 学位論文の審査の要旨(審査委員会主査名を記載したもの)
- 三 最終試験又は学力の確認の結果の要旨(審査委員会主査名を記載したもの)
- 四 履歴書
- 五 論文目録
- 六 学位論文(別刷)

3 第1項の審議を行うには、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とする。

4 学位を授与できるものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

5 研究科委員会における審査は、学位論文の別刷をもって行うことを原則とする。ただし、掲載証明書及び誓約書(別紙様式11)の提出があった場合に限り、別刷によらずに論文を基にした冊子を持って行うことができる。

6 研究科委員会が特に認めた事由で出席できない者は、第3項の構成員数に算入しない。

(修業年限の特例)

第11条 大学院学則第45条第4項ただし書についての取扱いは、別に定める。

(適宜の処置)

第12条 学位論文の審査並びに試験等に関し、この内規を適用し得ない場合は、研究科委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和7年10月8日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和6年10月1日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科委員会博士（看護学）に係る学位論文審査及び試験内規（平成16年4月1日研究科長制定）は、廃止する。

別紙様式1

年 月 日

保健衛生学研究科長 殿

年度入学 大学院保健衛生学研究科 学専攻 分野

氏 名 印(※)
(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学 位 論 文 審 査 申 請 書

わたくしは、このたび博士()に係る学位論文の審査を受けたいので、学位規程
第7条第1項により、学位論文に所定の書類を添えて提出いたします。

別紙様式2

年 月 日

東京科学大学長 殿

氏 名 印(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学 位 申 請 書

私は、このたび博士()の学位を請求いたしたいので、貴学学位規程第7条第2項により、学位論文に所定の書類を添えて提出いたします。

別紙様式3

履 歴 書

氏 名 生年月日	ふりがな 年 月 日生	男 女
本 籍 (都道府県名)		
現 住 所	〒 Tel :	

学歴

職歴

研究歴

研究歴証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり
において研究を行ったことを証明いたします。

記

- 1 研究題名
- 1 研究期間

年 カ月間

年 月 日

(研究機関名・所属部署)

(職名・氏名)

印

別紙様式 5

(表面)

論 文 目 録

学位論文

題名

発表雑誌名 (巻・号)

発表年月日 年 月 日

(裏面)

参 考 論 文

題名

発表雑誌名 (巻・号) :

発表年月日 年 月 日

年 月 日

氏名 :

別紙様式 6

年 月 日

東京科学大学長 殿

東京科学大学
(所属部署)
(推薦教員名)

印

推 薦 状

この度、
が本学学位規程第7条第2項の規定により学位請求を行
うにあたり、提出する論文が学位授与に値すると思しますので推薦申し上げます。
なお、同人は、履歴書のとおり 年以上の研究歴を有するもので、人格識見について私
が保証いたします。

審査員候補者記入表

申請者氏名

主査候補者	分 野 名	氏 名	職 位

※主査候補者3名以上を記載し、主査候補者欄に✓を付してください。

※原則として6名以上、あいうえお順に記入願います。

※審査委員会 甲：指導教員及び当該論文の共著者は審査委員になることができない。

乙：推薦教員及び共著者は審査委員になることができない。

指導教員・推薦教員 氏名： _____ 印（・共著者である ・共著者でない）

業 績 一 覧 (論文・学会発表等)

<p>記載事項</p> <p>論文(原著、総説)の場合：著者名、表題、雑誌名、発行年；巻：頁-頁、論文の概要</p> <p>著書の場合：著者名、書名、版数、発行所（発行地）、発行年；頁-頁、著書の概要</p> <p>【原著】</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>【総説】</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>【著書】</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>【その他】</p> <p>1.</p> <p>2.</p>
<p>学会・研究会等発表の場合：発表者名、演題名、会の名称、発表年月日、場所、発表の概要</p> <p>【学会】</p> <p>1.</p> <p>2.</p> <p>【研究会】</p> <p>1.</p> <p>2.</p>

- 注) 1. 記入欄が足りない場合は、用紙をコピーして記入する。
2. それぞれ発表年代順に記入する。
3. 学位論文として提出する論文に◎を付ける。
4. 著者名は論文に記載されている順に全著者名を記入する。自身の氏名に下線を引く。
5. 学会等の発表者は全員記入する。自身の氏名に下線を引く。

(別紙様式9)

証 明 書

年 月 日

大学院保健衛生学研究科長 殿

指導教員又は推薦教員：

_____ 印

論文題目

「

」

発表（投稿）雑誌名

年 月 日 巻 号に発表・発表予定

論文提出者
たことを証明します。

は、上記論文の共同研究において、主要な役割を果たし

(別紙様式10)

同意書

年 月 日

東京科学大学大学院保健衛生学研究科長 殿

論文提出者氏名（自署）：

共著者所属氏名（自署捺印）：

印

印

印

印

論文題目

「

」

発表（投稿）雑誌名

平成 年 月 日 巻 号に発表・発表予定
投稿中

上記論文を が、東京科学大学博士（ ）の学位申請の主論文として
提出することに異議ありません。

別紙様式 1 1

誓 約 書

年 月 日

大学院医歯学総合研究科長 殿

学位論文審査申請者： _____ 印

私は、保健衛生学研究科委員会における学位論文の最終審査時に学位申請論文の別刷を提出することが出来ません。

つきましては、採択された論文を基に作成した冊子を用いて学位論文の最終審査を受けたくよろしくお取り計らい願います。

なお、学位論文の別刷が出来次第、速やかに当該別刷3部を提出することをここに誓約いたします。

私は、上記のことに同意し、責任を持って申請者に学位論文の別刷を提出させることをここに誓約いたします。

指 導 教 員： _____ 印

別紙様式 1
別紙様式 2
別紙様式 3
別紙様式 4
別紙様式 5
別紙様式 6
別紙様式 7
別紙様式 8
別紙様式 9
別紙様式 1 0
別紙様式 1 1

○東京科学大学大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻の博士（看護学）に係る学位論文審査及び試験内規

令和7年10月8日
保健衛生学研究科長制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京科学大学学位規程（令和6年規程第91号）附則第3項及び同附則第2項の規定による廃止前の東京医科歯科大学学位規則（平成16年規則第56号）第20条の規定に基づき、国立大学法人東京科学大学大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻（以下「本専攻」という。）における博士（看護学）の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位論文提出の資格）

第2条 学位論文提出の資格を有する者は、本専攻に在学する学生で、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第3条第2項2号に規定する博士課程に4年以上在学し、修了の要件に含む所定の単位中45単位以上を修得した者とする。

（学位論文）

第3条 学位論文は、1編とする。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

（学位論文に添付する書類）

第4条 学位論文に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

一 学位論文審査申請書（別紙様式3）

二 学位論文要旨（4千字以内）

三 履歴書（別紙様式4）

四 論文目録（別紙様式5）

五 同意書（別紙様式6）共著の場合

（学位論文の受理及び審査の付託）

第5条 学位論文を提出しようとする者は、前条に定める書類を添えて研究科長に提出する。

2 研究科長は、前項により学位論文を受理したときは、研究科教育委員会の議を経て、共同災害看護学専攻共同教育課程運営委員会（以下「運営委員会」という。）に審査を付託するものとする。

（学位論文の審査等）

第6条 運営委員会は、前条第2項により学位論文が審査に付されたときは、審査員の選出を行い、学位論文審査委員会を設置する。

2 前項の審査委員会は、次に掲げる者5人をもって組織する。

一 主研究指導教員、副研究指導教員の教授及び准教授のうちから3人以上

二 構成大学院の他専攻、構成大学内又は構成大学外の有識者のうちから1人以上

3 災害看護学に留まらず研究課題に関連する他領域の有識者を含む審査体制とす

る。

- 4 審査委員会に主査及び副査を置き、審査員となる主研究指導教員又は副研究指導教員のうち1人を主査とする。

(最終試験)

第7条 運営委員会は、最終試験審査に際して、最終試験審査員の選出を行い、最終試験審査委員会を設置する。

- 2 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、災害看護に関する多くの課題に的確に対応し、解決できる、国際的・学際的指導力を発揮するグローバルリーダーとしての高度な実践能力、研究能力に関連する事項について、口頭により行う。

- 3 最終試験審査員は、次に掲げる5人をもって組織する。

- 一 主研究指導教員、副研究指導教員の教授及び准教授から3人以上

- 二 構成大学院の他専攻、構成大学内又は構成大学外の有識者から1人以上

- 4 最終試験審査委員会に主査1人を最終試験審査員の互選により置くものとする。

(運営委員会への報告)

第8条 前2条に規定する各審査委員会は、審査が終了したときは、速やかにその結果を運営委員会に文書で報告しなければならない。

(運営委員会の議決)

第9条 運営委員会は前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、議決する。

- 2 前項の議決を行うには、運営委員会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 3 運営委員会が特に認めた事由で出席できない者は、前項の構成員数に算入しない。

(審査結果の報告)

第10条 運営委員会は前条の議決をしたときは、当該学位論文の提出者の氏名、学位論文審査の要旨、最終試験の成績及び議決の結果を、文書で研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科長は、前条の報告を受けた後、研究科委員会を開催し、学位授与の可否について審議するものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和7年10月8日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和6年10月1日から適用する。

- 2 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻の博士(看護学)に係る学位論文審査及び試験内規(平成26年3月12日大学院保健衛生学研究科長制定)は、廃止する。

別紙様式1

博士論文研究計画審査申請書

年 月 日

東京科学大学大学院保健衛生学研究科長 殿

大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻

学籍番号

氏 名 ㊟(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

博士論文研究計画審査のため、下記の関係書類を添えて提出しますので、審査をお願いします。

記

博士論文研究計画書

6 部

別紙様式 2

博士論文研究計画書

共同災害看護学専攻	学籍番号 氏 名
研究題目	

A4 判

別紙様式3

年 月 日

東京科学大学大学院保健衛生学研究科長 殿

年度入学 大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻

氏 名 ④(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学 位 論 文 審 査 申 請 書

わたくしは、このたび博士（看護学）に係る学位論文の審査を受けたいので、東京科学大学学位規程附則第3項及び東京医科歯科大学学位規則第4条第1項により、学位論文に所定の書類を添えて提出いたします。

別紙様式 4

履 歴 書

氏 名 生年月日	ふりがな 年 月 日生	男 女
本 籍 (都道府県名)		
現 住 所	〒 Tel :	

学歴

職歴

研究歴

別紙様式 5

(表面)

論 文 目 録

学位論文

題名

(裏面)

参 考 論 文

題名

年 月 日

氏名：

別紙様式 6

同意書

年 月 日

東京科学大学大学院保健衛生学研究科長 殿

論文提出者氏名（自署）：

共著者所属氏名（自署捺印）：

印
印
印
印
印

論文題目

「

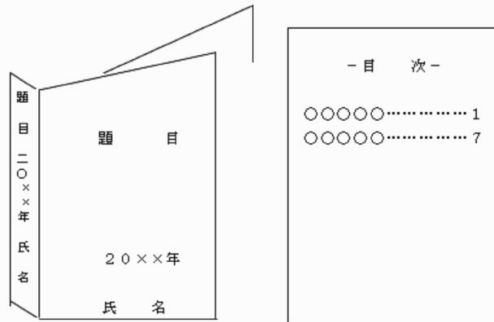
」

発表（投稿）雑誌名

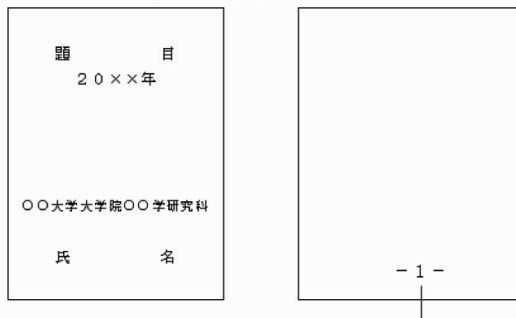
年 月 日 巻 号に発表・発表予定

上記論文を が、東京科学大学博士（ ）の学位申請の主論文として提出することに異議ありません。

(イ) 博士論文表紙・背表紙



(ロ) 博士論文



頁 数

博士論文の体裁

博士論文は、A4判、縦長、横書、片面刷りで製本すること。

ただし、審査用論文は、汎用の紙ファイルを用い、両面刷りでも可とする。

論文題目が外国語の場合は（ ）として訳を付すること。

別紙様式 1
別紙様式 2
別紙様式 3
別紙様式 4
別紙様式 5
別紙様式 6

長期履修制度について(大学院保健衛生学研究科博士課程対象)

- | | |
|---------------|--|
| 1) 長期履修学生制度とは | 長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により標準修業年限(5年)を超えて履修を行い修了することができる制度であり、願い出た者については、審査のうえ許可することもある。 |
| 2) 対象者 | 長期履修を申請できるのは原則下記にあてはまる者とする。
・官公庁又は企業等に雇用されている者(休業等により、職務を免除されている者を除く。)
・自ら事業を行っている者その他のフルタイムの職業に就いている者
・出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者であって、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めた者
・その他長期履修を必要とする事情があると学長が認めた者 |
| 3) 申請手続き | <u>提出・問い合わせ窓口</u>
教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)
<u>提出書類</u>
・長期履修申請書(本学所定の様式)
・長期履修在職証明書(企業等の常勤職員の場合)
・その他申請理由を証明できる書類
(例)出産・育児を理由とする場合は、母子手帳や保険証のコピーなど
<u>提出期限</u>
・入学志願者が長期履修を希望する場合・・・入学手続き期間の最終日
・在学者が長期履修を申請する場合・・・4年次の2月20日

※在学者が長期履修申請をした場合、申請年次の次年度から長期履修が適用される |
| 4) 長期履修期間 | 長期履修者が在学できる期間の限度は標準修業年限の2倍(10年)とする。なお、長期履修期間を最大修業年限未満に設定したものについては、長期履修後、最大修業年限までは在学期間延長の手続きをすることができる。(在学期間延長については「諸手続きについて」参照) |
| 5) 長期履修の短縮 | 長期履修は短縮することができるが、短縮後の在学年数を標準修業年限未満にすることはできない。また、長期履修の適用日から1年に満たない者は、長期履修期間の短縮を願い出ることができない。長期履修期間を短縮することができる期間は、学期単位とする。なお短縮申請は1回限りとする。 |

	<p>提出・問い合わせ窓口 教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)</p> <p>提出書類 ・長期履修期間変更申請書</p> <p>提出期間 希望する長期履修期間満了日の2か月前まで (例)10年間から6年間への短縮を行う場合(休学等がない場合):6年目の1月20日までに手続きを行う</p>
6)長期履修の延長	<p>長期履修は延長することができるが、延長後の在学年数を標準修業年限の2倍を超えることはできない。また、長期履修の適用日から1年に満たない者は、長期履修期間の延長を願い出ることができない。長期履修期間を延長することができる期間は、1年単位とする。なお延長申請は1回限りとする。</p>
	<p>提出・問い合わせ窓口 教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)</p> <p>提出書類 ・長期履修期間変更申請書</p> <p>提出期間 希望する長期履修期間満了日の2か月前まで (例)6年間から10年間への延長を行う場合(休学等がない場合):6年目の1月20日までに手続きを行う</p>
7)履修登録	<p>長期履修者の履修登録にあたっては、担当教員と事前に相談し単位修得に関する履修計画を作成のうえ、計画的に履修を行わなければならない。</p>
8)授業料	<p>標準修業年限分の授業料を学期ごとに納入するものとする。 (例)5年課程を10年に延長した場合、最初の5年で通常の授業料額を納入し、残りの5年は授業料の納入は不要。 ※日本学生支援機構の奨学金に申請する学生は、貸与期間等に特別の定めがある場合があるので、湯島学生支援室(5号館3階)に問い合わせること。</p>
9)学位申請	<p>学位申請が行えるのは、長期履修の最終年度のみである。最終年度以外の年度には学位申請は受け付けないので注意すること。なお、申請した長期履修期間より早く学位申請が行えるようになった場合は、前もって長期履修短縮申請をすること。 ※5)長期履修の短縮を参照</p>
10)長期履修中の休学及び留学	<p>長期履修学生の休学、留学については、事例ごとに審議することとする。なお、休学が認められた場合、休学期間は在学期間に算入しない。</p>

※休学、留学の手続き等詳細については、「諸手続きについて」を参照すること

11)長期履修事由の消滅

長期履修期間中に長期履修の事由が消滅した場合(常勤職員のため長期履修を申請したが、会社を辞めた等の理由で学業に専念できるような状況になったなど)は、長期履修の短縮をすることができる。

※大学統合(2024年10月)より前に既に長期履修を開始している学生は、変更前の規定を適用する。